

過疎地域持続的発展計画 (案)

令和3年度～令和7年度

兵庫県佐用郡佐用町

過疎地域持続的発展計画 目次

1. 基本的な事項	
(1) 町の概況	1 P
(2) 人口及び産業の推移と動向	5 P
(3) 町行財政の状況	10 P
(4) 持続的発展の基本方針	12 P
(5) 持続的発展のための基本目標	15 P
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15 P
(7) 計画期間	15 P
(8) 公共施設等総合管理計画等との整合	15 P
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1) 現況と問題点	18 P
(2) その対策	19 P
(3) 計画	20 P
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	20 P
3. 産業の振興	
(1) 現況と問題点	21 P
(2) その対策	26 P
(3) 計画	30 P
(4) 産業振興促進事項	31 P
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	32 P
4. 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	33 P
(2) その対策	33 P
(3) 計画	33 P
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34 P
5. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	
(1) 現況と問題点	35 P
(2) その対策	36 P
(3) 計画	36 P
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	37 P
6. 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	39 P
(2) その対策	42 P
(3) 計画	45 P
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46 P
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	47 P
(2) その対策	49 P
(3) 計画	53 P
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	54 P
8. 医療の確保	
(1) 現況と問題点	56 P
(2) その対策	57 P

(3) 計画	58 P
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	58 P
9. 教育の振興	
(1) 現況と問題点	59 P
(2) その対策	61 P
(3) 計画	64 P
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	65 P
10. 集落の整備	
(1) 現況と問題点	66 P
(2) その対策	66 P
(3) 計画	67 P
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	67 P
11. 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	68 P
(2) その対策	69 P
(3) 計画	70 P
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	70 P
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	71 P
(2) その対策	71 P
(3) 計画	71 P
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	72 P
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	73 P
(2) その対策	74 P
(3) 計画	75 P
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	75 P

1. 基本的な事項

(1) 町の概況

ア、町の自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

●位置と地勢

佐用町は、兵庫県西部の西播磨地域に位置し、西は岡山県、東は宍粟市、たつの市、南は上郡町と接しており、その面積は 307.44k m² で兵庫県の約 3.7% を占めている。

また、西播磨広域経済圏の中心都市である姫路市へ約 40 km、また、神戸市へは約 80 km の位置関係にあり、姫路市への時間的距離は J R 姫新線によって約 1 時間となっている。

さらに、播磨科学公園都市には、世界最高性能の大型放射光施設 SPring-8 や X 線自由電子レーザー SACLA をはじめ、兵庫県立大学など学術研究機関が集積しており、保健・福祉・医療・教育の分野では県立粒子線医療センター、県立西はりま特別支援学校、県立西播磨総合リハビリテーションセンター、県立大学附属高等学校及び中学校などがある。豊かな自然環境の中で、21 世紀の科学技術の発展を支える学術研究機能とすぐれた先端技術産業の集積を中心に、快適な居住環境などを備えた国際的な科学公園都市を目指しており、本町において重要な役割を担っている。

地形は、中国山地の東端部に連なる西播磨山地を源として北から南に千種川水系が中央を貫流しており、北部には日名倉山をはじめ、郷鳴山、高鉢山、壇の平など 600m 以上の山々がそびえている。中部は、河川の流域に沿ってなだらかな丘陵地がみられ、集落や農地などが分布している。

また、本町は平地の占める割合は少なく、山林などの自然的土地利用がその多くを占めている。

●気象

瀬戸内海気候に属しているが、中国山地の影響を受け、やや内陸型気候の特徴も見られ、比較的温暖な気候に恵まれている。過去 10 年間の年間平均降雨量は 1,414mm であり、冬季は比較的少ない。北部では、一部積雪が見られる地域もあるが、南部では少ない。(出典：2020 年気象庁気象統計情報)

しかし、平成 21 年 8 月 9 日発生 of 台風第 9 号災害では、24 時間雨量が観測史上最大の 326.5mm を記録しており、局地的な豪雨の発生が懸念される。

●自然資源

佐用町内には、全国名水百選の清流「千種川」やその支流の佐用川などが流れており、清らかな水辺景観が形成されている。本町は氷ノ山・後山・那岐山国定公園の一角に位置する中山間地域で、緑豊かな環境の中で、ホテルやメダカが棲み、星空の美しい良好で多彩な自然環境が形成されている。

また、町内各地に見られる棚田のほか、ひまわり畑を中心とする田園景観は、美しい日本のむら景観百選に認定されている。

●歴史・沿革

佐用町は、古くから東西に出雲と大和を結ぶ出雲（美作）街道と、南北に播磨と因幡を結ぶ因幡街道が交差する交通の要衝といった歴史的特性を有しており、近世では平福・佐用・三日月の在郷町が街道筋の宿場町として栄えた。

また、町内には旧石器時代から近世に至る幅広い時代の遺跡が存在し、なかでも中世～近世には各地域に利神城、上月城、熊見城、三日月陣屋をはじめとした城館跡が数多く存在し、さらに江戸時代以降の町なみとして、平福にある川端に面した町並み、乃井野の武家屋敷のあった町並みが残るなど、多彩な歴史資源を有している。中でも、利神城跡は平成 29 年に国史跡に指定された。

●交通環境

佐用町の道路網は、東西方向に横断する国道 179 号、南北方向に縦断する国道 373 号を基軸とし、平成 27 年 12 月には徳久バイパスが開通した。また、県内外の都市間の交流を支える中国自動車道が東西方向に、鳥取自動車道が佐用 JCT より南北に通っている。

鉄道網としては、智頭急行(株)智頭線が南北方向に、JR 姫新線が東西方向に通っており、姫路市へは約 1 時間の所要時間となっている。特に JR 姫新線は、平成 22 年のダイヤ改正より高速運行と増便試行を 2 か年行い、平成 24 年のダイヤ改正で増便した一部ダイヤが継続運行されることとなった。

バス網については、多くの路線が休止となり、町北部の一部を通過する路線のみが運行されている。

このため、本町内の交通環境は、マイカーによる移動が主なものとなっているが、交通弱者に対する施策として、さよさよサービスや、コミュニティバスの運行、タクシー運賃助成などの外出支援サービスを実施している。

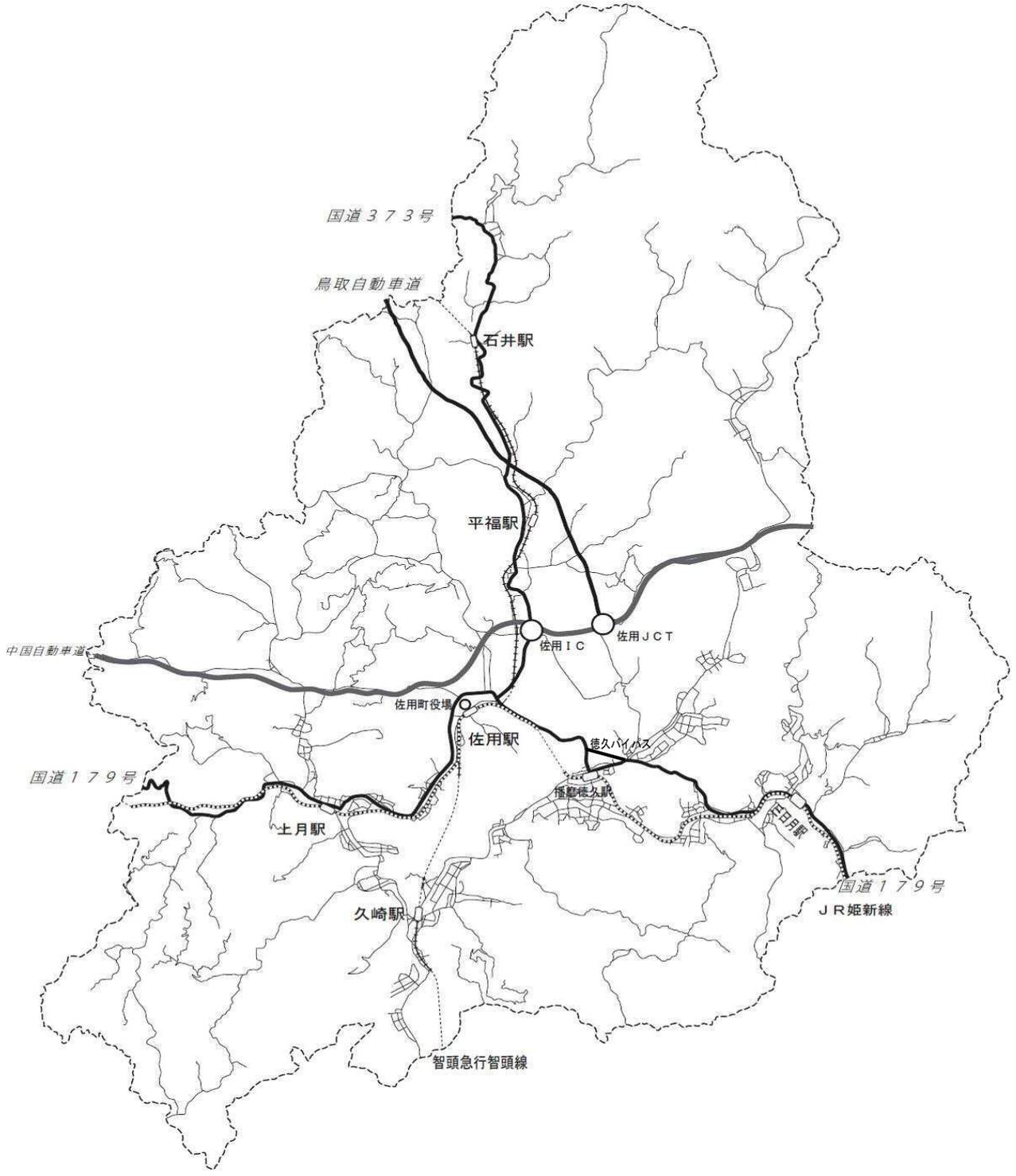


図 本町の交通網

イ、町における過疎の状況

昭和 35 年には、国勢調査人口は 32,455 人であったが、昭和 50 年の国調人口は 25,600 人で 21.1%の減少となっている。過疎地域指定は、旧上月町と旧南光町が昭和 45 年に、旧佐用町と旧三日月町が平成 2 年に指定され、佐用町においても過疎地域を引き継ぐこととなった。

また、国調人口の推移は、平成 2 年 23,827 人、平成 17 年 21,012 人、平成 27 年 17,510 人、令和 2 年 15,885 人（速報値ベース）であり、人口減少が進んでいる。

概況で述べたとおり本町は、中国山地のふところに抱かれ平坦地が少なく、千種川とその支流にそって小規模な耕地や宅地、商業地が広がっている。

この内、J R 姫新線とともに発展してきた佐用地区、上月地区、南光地区、三日月地区、宿場町の伝統を受け継ぐ平福地区、工業団地のある久崎地区に主に市街地が形成されている。本町の中心市街地を形成している佐用地域では、町の行政、経済の中心として各種の公共機関が立地しているが、都市機能の集積が十分でなく、鉄道利用者の減少や大型店の出店などに伴い商店街の集客力も低下している。

また、少子高齢化の傾向と若年層が魅力的と感じる就労の場が少ないこと、ショッピング施設、レジャー施設、遊興娯楽施設など、都市機能と都市的な魅力に欠けることが要因となり、依然として若者の人口流出が続いている。

このように、小規模の農地と商業地を基にした農山村であるため、経済基盤が弱く、高度経済成長期の急激な都市への労働力吸引により過疎化現象が進み、さらには、山間部が多いという地理的要因と悪化する経済状況によって企業誘致も進まず、就労の場も業種の多様性に欠ける。同時に都市的魅力に欠けていることから、新規卒業者の大半が都市部へ転出したまま戻ってこないという状況が続くことで、過疎化現象に至っている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア、人口の推移と動向

町の人口は、昭和35年から、減少の一途をたどっている。特に、若年者比率が総人口の減少率以上に減少し、反面、高齢者比率が増加している。また、これまで高齢者の人口は増加していたが、近年では減少局面に入っている。町の人口ビジョンによると、令和27年(2045年)には、町の人口は平成27年の半分近くまで減少すると推測しており、少子・高齢化は、本町の産業振興、福祉に大きな課題を投げかけている。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	32,455	25,600	△ 21.1	23,827	△ 6.9	21,012	△ 11.8	17,510	△ 16.7	15,885	△ 9.3
0～14歳	10,813	5,278	△ 51.2	4,450	△ 15.7	2,650	△ 40.4	1,787	△ 32.6	—	—
15～64歳	18,541	16,420	△ 11.4	14,272	△ 13.1	11,700	△ 18.0	9,026	△ 22.9	—	—
うち15～29歳 (a)	6,007	5,083	△ 15.4	3,389	△ 33.3	2,865	△ 15.5	1,754	△ 38.8	—	—
65歳以上 (b)	3,101	3,902	25.8	5,104	30.8	6,662	30.5	6,695	0.5	—	—
年齢不詳								2			
(a)/総数 若年者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
	18.5	19.9		14.2		13.6		10.0		—	
(b)/総数 高齢者比率	%	%	—	%	—	%	—	%	—	%	—
	9.6	15.2		21.4		31.7		38.2		—	

※令和2年の人口総数は速報値時点の数値

表 1-1(2) 人口の見通し(人口ビジョン)



	H2 (1990)	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)
町独自推計	23,827	23,341	22,337	21,012	19,265	17,510	15,900	14,400	13,000	11,600	10,300	9,000
社人研推計 (H30年3月推計)	23,827	23,341	22,337	21,012	19,265	17,510	15,875	14,313	12,817	11,380	9,984	8,620

(第2期佐用町地域創生人口ビジョンより抜粋)

イ、産業別の概況

表 1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 45 年	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年	
	実数	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	人	人	%	人	%	人	%
	32,455	26,410	24,874	△ 5.8	24,516	△ 1.4	23,827	△ 2.8
第一次産業	%	%	%	-	%	-	%	-
就業人口比率			20.1		19.2		17.6	
第二次産業	%	%	%	-	%	-	%	-
就業人口比率			38.2		38.6		37.3	
第三次産業	%	%	%	-	%	-	%	-
就業人口比率			41.7		42.2		44.9	

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人	%	人	%	人	%	人	%
	22,337	0.0	21,012	△ 5.9	19,265	△ 8.3	17,510	△ 9.1
第一次産業	%	-	%	-	%	-	%	-
就業人口比率	13.0		11.7		7.5		8.7	
第二次産業	%	-	%	-	%	-	%	-
就業人口比率	32.6		31.5		30.2		28.9	
第三次産業	%	-	%	-	%	-	%	-
就業人口比率	54.4		56.8		62.3		62.4	

a) 農 林 業

本町では豊かな自然を背景として、多くの農産物が特産品となっており、佐用もち大豆、ひまわり油、そばなどが地域ブランドとなっている。経営規模の小さな農家が多い状況に加え、農家数の落ち込み、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加など農業を取り巻く環境は厳しい状況となるなか、一部地域では認定農家・農業法人への農地集積が進んでいる。

また、地域の多くを森林が占めており、本町全体の林野面積は兵庫県全体の4.4%を占め、緑豊かな山林を守るための造林事業やシイタケなどの林産物の生産を図ってきた。しかしながら、現在では、木材価格の低迷や林業労働力の減少及び少子高齢化などから、林業の生産活動は停滞している状況である。

表 農業の状況

区分	総農家数 (戸)	専業農家数 (戸)	兼業農家数 (戸)
昭和55年	4,205	430	3,775
昭和60年	3,998	471	3,527
平成2年	3,587	320	3,267
平成7年	3,236	561	2,675
平成12年	2,970	367	2,603
平成17年	2,665	340	2,325
平成22年	2,340	324	2,016
平成27年	1,929	269	1,660

資料：兵庫県統計書

b) 商工業

本町の工業をみると、製造品出荷額は平成9年をピークとして減少しており、平成20年には200億円を下回ったが、平成23年に回復し、令和元年は279億円となっている。事業所数については、減少傾向が続いている。

また、商業の年間販売額は平成9年をピークとして減少傾向にあり、平成28年では161.3億円となっている。また、商店数も減少傾向にあり、とりわけ平成21年の台風第9号災害を契機として大きく減少している。

表 製造品出荷額・製造業事業所数（4人以上の事業所）の推移

区分	H9	H14	H17	H20	H23	H27	R1
製造品出荷額	354.3	275.2	211.5	197.1	234.2	266.2	279.0
県シェア	0.23%	0.22%	0.16%	0.13%	0.16%	0.17%	0.17%
事業所数	96	83	72	67	56	59	50
県シェア	0.64%	0.68%	0.62%	0.60%	0.58%	0.65%	0.66%

資料：兵庫の工業（経済産業省「工業統計表」） 単位 出荷額：億円、事業所数：所

※ 平成14年は5人以上の事業所での数値

表 年間販売額（卸売業＋小売業）・商店数の推移

区分	H9	H14	H16	H19	H24	H28
年間販売額	292.9	220.3	210.5	222.6	178.3	161.3
県シェア	0.18%	0.17%	0.16%	0.17%	0.14%	0.11%
商店数	369	360	346	326	202	204
県シェア	0.50%	0.53%	0.52%	0.53%	0.49%	0.49%

資料：兵庫の商業 単位 年間販売額：億円、商店数：店 (H24以降は経済センサス活動調査)

c) 観光

本町は利神城、上月城、熊見城、三日月陣屋などの城跡のほか、平福の歴史的町並みや乃井野の町並みをはじめとする歴史文化資源とともに、ひまわり、花しょうぶ、しゃくなげ、などの多彩な花の名所、美しい山並みなど豊富な観光資源を有している。また、県立大学西はりま天文台には公開施設としては世界最大級の望遠鏡があり、町内外の生涯学習拠点として多くの人々が訪れている。

観光客は平成29年以降横ばい状態にあったが、新型コロナウイルス感染拡大による全国的な外出自粛の影響により、令和2年度における入込数は47万1千人と大きく落ち込んでいる。宿泊率は7.2%と、ほとんどが日帰り客となっている。また、四季別に比較すると、夏期(7月～9月)の時期に最も観光客が多い。

訪れる目的としては「スポーツ・レクリエーション」「歴史・文化」「行祭事・イベント」などが上位となっている。

表 観光入込数の推移

区分	H28	H29	H30	R1	R2	R2/R1
入込数	615	721	695	710	471	66.3%
宿泊数	72	73	74	73	34	46.5%
宿泊率(%)	11.7	10.1	10.6	10.3	7.2	69.9%

資料：兵庫県観光客動態調査(R2年度) 単位：千人

表 四季別観光客入込数

春(4月～6月)		夏(7月～9月)		秋(10月～12月)		冬(1月～3月)	
入込数	割合(%)	入込数	割合(%)	入込数	割合(%)	入込数	割合(%)
86	18.3	185	39.3	119	25.3	80	17.1

資料：兵庫県観光客動態調査(R2年度) 割合は年間入込数に対する割合、単位：千人

表 目的別観光客入込数-上位3位

1位	2位	3位
スポーツ・レクリエーション 254(53.9%)	歴史・文化 74(15.7%)	行祭事・イベント 50(10.6%)

資料：兵庫県観光客動態調査(R2年度) 単位：千人

(3) 町行財政の状況

① 財政の状況

令和元年度の本町の財政構造は次頁の表 1-2(1) 町財政の状況のとおりである。平成 22 年度と比較し、10 年間で歳入歳出総額とも約 2 割減少している。歳出面では、人件費及び公債費の抑制によって義務的経費が減少する一方で、投資的経費のうち、普通建設事業が増加している。これは、佐用朝霧園移築事業や木材集出荷施設整備事業など、大型事業を行っているためである。

地方債の繰上償還や新規地方債の発行抑制による債務の圧縮、行財政改革の推進、定員適正化計画に基づく人件費削減などの財政健全化努力によって、実質公債費率や将来負担比率は改善している。

今後、少子高齢化や人口の減少などによって、町税や地方交付税の減少が見込まれる中で、行政サービスを維持・向上できるよう、中長期的な視野に基づいて健全な行財政運営を図っていく。

② 施設整備水準の状況

昭和 55 年以降の主要公共施設などの整備状況は、次頁の表 1-2(2) 主要公共施設などの整備状況のとおりである。町道の改良率、舗装率ともに着実に増加している。

また、水道普及率もほぼ全戸に給水可能となっているほか、水洗化率も集合排水処理方式と小型合併処理浄化槽による個別排水処理方式の併用で、町内のほぼ全域で処理可能となっている。

公共施設整備を進める一方で、老朽化した施設の更新の問題、人口減少を背景とする施設の利用需要の変化など、これからの時代に対応した公共施設の配置と管理運営を行っていく。

表 1-2(1) 町財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	16,342,613	13,947,787	13,048,056
一般財源	9,406,636	8,670,140	7,954,495
国庫支出金	1,770,982	751,278	685,197
都道府県支出金	1,884,092	727,123	808,679
地方債	1,457,012	1,802,677	2,076,468
うち過疎対策事業債	91,400	227,400	1,021,300
その他	1,823,891	1,996,569	1,523,217
歳出総額 B	15,891,428	13,898,977	12,933,181
義務的経費	6,196,207	5,745,494	4,942,483
投資的経費	4,352,887	1,714,993	2,432,253
うち普通建設事業	1,595,112	1,700,780	2,386,392
その他	5,227,909	6,171,990	4,390,401
過疎対策事業費	114,425	266,500	1,168,044
歳入歳出差引額 C (A - B)	451,185	48,810	114,875
翌年度へ繰越すべき財源 D	238,216	11,007	12,998
実質収支 C - D	212,969	37,803	101,877
財政力指数	0.362	0.321	0.301
公債費負担比率 (%)	18.8	24.1	21.8
実質公債費比率 (%)	14.1	8.8	3.0
起債制限比率 (%)			
経常収支比率 (%)	84.7	77.2	84.0
将来負担比率 (%)	87.4	—	—
地方債現在高	18,020,890	15,572,138	13,052,461

表 1-2(2) 主要公共施設などの整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	8.1	30.8	36.1	38.0	39.9
舗装率 (%)	11.4	41.7	51.6	56.0	58.0
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	122.6	145.4
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	1.3	1.2	1.6	1.2	1.7
水道普及率 (%)	20.6	86.7	99.1	99.8	99.9
水洗化率 (%)	0.0	3.6	62.8	95.1	96.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	17.3	16.1	16.5	18.3	19.8

(4) 持続発展の基本方針

地域の特性、住民ニーズ、社会経済情勢の変化などに基づく主要な課題などを踏まえつつ、総合計画において“まちづくり”の基本方針を定めている。この基本方針は、「持続可能な地域社会の形成」及び「地域資源を活用した地域活力の向上」など過疎地域が目指すべき、地域における持続的発展という目的にも直結するものであるため、これを本計画の基本方針として準用する。

① “まちづくり”の基本理念

自然と歴史・文化を育み未来につなぐまち

- 長い歴史の中で育まれてきた地域の多彩な自然、歴史資源や風土、景観を今後も守り、育みながら未来につないでいきます。
- 循環型社会を構築し、地域環境の維持と持続的な発展を目指します。

協働で夢と希望をつくるまち

- 町民同士の支え合いの中で、連帯感のある地域コミュニティを維持、形成していくとともに、未来を築く子どもたちを育てていきます。
- 安全と安心のまちづくりのほか、自然、歴史、文化などの地域資源や人材、地域特性を生かし、交流の促進や産業を育成するなど、町民にとって夢や希望をもてる魅力あるまちづくりを進めます。

温かい絆と一人ひとりを大切にするまち

- 地域コミュニティに根付いた温かい絆をさらに醸成するとともに、老若男女、障がいのある人もない人も、だれもが安心して暮らせる福祉社会と、だれもが生きがいをもって自己実現できる社会を築いていきます。
- すべての住民が心身ともに健康で、安心して生活できる総合的な保健・医療・介護・福祉体制を確立し、未来につないでいきます。

②“まちづくり”の基本目標及び基本姿勢

“まちづくり”の基本理念を実現していくために、進めていくべき分野別のまちづくりの目標（①～⑤）及び基本姿勢（⑥～⑦）を以下のように設定する。

① 活力と交流あふれる きらめきの郷づくり

活力あるまちには独自の魅力をもつ産業の振興が必要です。農林業はブランド力や新たな農林業技術や経営手法の導入、流通経路の開拓などの試みが求められています。商工業では、低迷する日本経済と構造変化が進み、新たな企業誘致が難しい中、近隣自治体と連携した雇用の場の確保など、発想の転換が必要となっています。

さらには、まちの資源や人材などの固有の資産を生かし、コミュニティビジネスなどの起業、創業の支援や、未利用公共施設の利活用、観光を軸とした交流促進によって、新たな雇用の場を創出し、地域経済の持続的発展と安定した町民生活の確保のほか、若者流出の緩和、抑制を目指します。

② 自然と歴史・文化を守り生かす きらめきの郷づくり

まちの最大の魅力は自然と風土に培われた歴史と文化です。豊かな自然、歴史的、文化的なさまざまな遺産は、先人の努力によって継承されてきた貴重な資産です。そしてこれらの資産に囲まれた毎日が、豊かなところと潤いある暮らしを創出し、まちを愛するところを育みます。

また、これらの資産は重要な経済資源でもあります。多くの人々の交流を促進し、まちの活力を再生させていくため、豊かな自然のほか、歴史的、文化的な佐用ならではの資産を磨き、それを後世に伝え、生かすまちを目指します。

そのほか、世界的な環境意識の高揚に伴い、自然と風土に調和した環境にやさしいまちを目指します。

③ 未来を支える人を育む きらめきの郷づくり

まちづくりの基本は、「まちの未来づくり」であり、まちの未来を支える「人づくり」でもあります。未来を担う子どもたちを含み、本町に住む人たちがみんなが、まちを愛し、まちに誇りをもち続けられることが、本町の将来を支えていくことにつながります。

一方、まちがもつ固有の自然や歴史的、文化的な資産とふれあうこと、また、地域コミュニティで脈々と受け継がれてきたさまざまな行事や活動は、「郷土を愛するところ」の源です。子どもたちのみならず、町民のみなさんすべてが、これらの資産や人材、活動を維持、継承する担い手となり、学校教育や生涯学習、地域活動の中で、「郷土を愛するところ」を育むまちを目指します。

④ 絆で安心を築く きらめきの郷づくり

まちの人口減少と少子高齢化の進行は、地域コミュニティがもっているさまざまな機能の低下を招くとともに、地域での日々の暮らしそのものが困難になることが懸念されます。

人口減少と少子高齢化の進行に対応し、地域の絆をより一層強め、お互いに助け合い、支え合う地域の福祉力を維持、向上させるまちづくりを進めていきます。また、保健・医療・介護・福祉の関係機関の連携強化と基盤整備を進め、町民だれもが健康で安心して暮らせるまちを目指します。

⑤ 安全で快適な暮らしを創る きらめきの郷づくり

人口減少は、日本全体の課題であり、中山間地の自治体にとっては、かねてから向き合ってきた大きな課題です。そして少子高齢化の進行は、まちの未来に大きな影を落としています。

まちの活力の維持には、バランスのとれた年齢構成が必要です。また、活力の増進のためには、若者をはじめとする生産年齢人口の増加が極めて重要です。そのために、安心・安全で暮らしやすい居住環境の整備とともに、若者にとって魅力あるまちづくりを進め、人口減少を緩和、抑制することで、佐用町に「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちを目指します。また、引き続き、平成21年の台風第9号災害を教訓に、地域コミュニティと連携した防災、減災体制を構築したまちを目指します。

⑥ 協働と共生による きらめきの郷づくり

人口減少と少子高齢化に対応し、地域での暮らしの基盤となる自治会や地域づくり協議会などの地域コミュニティ活動の支援と活性化を図るとともに、本町の厳しい財政状況の中、限られた財源で適切なまちづくりや町民サービスを実現していくために、町民と行政、そして企業も含め、それぞれの役割を再認識し、できることを分担しあいながら、協力連携する協働のまちづくりをより一層進めていきます。

また、生きがいをもち、自己実現できる自立した社会の実現や、まちづくりへの積極的な参画を推進するには、町民相互の連携と交流の充実が必要です。このため、町民一人ひとりの人格を尊重し、お互いを認め合い、老若男女だれもが、ともに平等な立場で個性と能力を発揮でき、共生のこころを育む社会の実現を目指します。

⑦ 連携と効果的な行財政運営による きらめきの郷づくり

人口減少と少子高齢化のほか、社会経済情勢の影響や、地方交付税や税収の減少、地方分権の推進によって、本町の財政状況は依然として厳しい状況が見込まれています。一方、社会経済情勢の変化に伴って、町の抱える課題は複雑化、深刻化するとともに、町民ニーズはより高度化、多様化し、適切な対処の必要性が高まっています。そのため、引き続き行財政運営の抜本的な改革を推進していきます。

また、町民の生活行動範囲が広域化しています。本町の行政課題は、近隣自治体も同様である場合が多く、近隣自治体との協力関係の必要性も増大しています。

効率的、効果的な行財政運営の推進や地方分権の進展に対応し、さまざまな枠組みで近隣自治体との連携を図るなど、時代にあった広域行政の推進に取り組みます。

(5) 持続的発展のための基本目標

過疎地域の持続的発展の実効性を確保するために、以下のとおり基本目標を定める。

①基本目標 1：佐用町の人口

14,400 人（令和 7 年国勢調査）

参考：17,510 人（平成 27 年国勢調査）

②基本目標 2：合計特殊出生率

1.69（令和 7 年国勢調査）

参考：1.42（平成 27 年国勢調査）

③基本目標 3：社会減の緩和

-154 人（令和 2 年～令和 8 年の平均）

参考：-174 人（平成 27 年～平成 31 年の平均）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価するため、計画期間終了年度もしくはその翌年度に、外部委員会であるまちづくり推進会議などで報告を行うこととする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、以下のとおり基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。

～公共施設等の管理に関する基本的な考え方～

【公共施設】

- ① 保有する公共施設の全体面積を、人口減少や人口構造の変化を見据え、15%縮減に努めます。
- ② 施設整備は、配置計画などを新町レベルで策定し、施設の複合化・集約化、廃止・統廃合に取り組めます。
- ③ 利用率の低い施設の転用及び廃止や、余剰スペースには他施設への機能移転などを進めることで、既存施設の有効活用を図ります。
- ④ 建設から一定期間を経過した施設は適宜点検・診断を実施し、建設から30年を超えるもので長期の活用が見込まれない場合は、廃止を基本とします。
- ⑤ 施設廃止に伴う跡地は、売却・払下げなどにより処分し、財源の確保や経費の削減に努めます。
- ⑥ 廃止した施設で、売却・貸付けなどが見込めない場合は、老朽化による破損などによって周囲の環境・治安に悪影響を与えないよう、取壊しを基本とします。
- ⑦ 重大又は致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。
- ⑧ 施設によっては既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

【インフラ施設】

- ① 人口減少や人口構造の変化を見据え、配置計画などを新町レベルで策定し、保有するインフラ施設の利用状況に応じて、施設の廃止・縮小を進めます。
- ② 役割や機能、特性にあわせ補修、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。
- ③ 構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指した取組みを推進します。
- ④ 重大又は致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。
- ⑤ 施設によっては既に策定されている各計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

- ⑥ 上水道事業においては、アセットマネジメントにより、耐震化・更新計画を策定し、水道施設の計画的かつ効率的な更新を実施することにより、事業適正化を図り、安心して安全な水道水の安定供給に努めます。
- ⑦ 下水道事業においては、ストックマネジメント支援制度により、維持管理・改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する「ストックマネジメント計画」を策定し、同計画に基づく点検・調査・改築・統合の支援を受けると共に、計画的かつ効率的な施設管理に取り組んでいきます。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア、移住・定住

少子高齢化に伴う人口減少に加えて、転出者数が転入者数を上回る社会減の状態が続いており、過去5年間の社会減数を見ても、毎年100人以上の人口が町外へ流出している。特に若者や生産年齢層の減少が顕著となっており、地域経済や財政にも大きな影響を及ぼしている。

人口減少を抑制し、地域に人を呼び込むためには、UIJ ターン者の増加や地域との継続的なつながりを持つ人や企業の創出に加え、本町の個性や住みやすさに磨きをかけ、選んでもらえるまちにすることが必要となる。そのために、滞在型の田舎体験事業の実施やホームページやSNSを積極的に活用し、暮らしの魅力・移住情報の発信を行うことで、新しい人の流れを加速するとともに、地域資源を最大限に活用した「儲かるしごと」を創出し、若者にとって魅力のある雇用の場を創出していく必要がある。

表 社会減の状況 (人)

区 分	H27	H28	H29	H30	R1
転 入	375	315	344	310	343
転 出	518	537	482	478	447
社会増減数	△ 143	△ 222	△ 138	△ 168	△ 104

資料/住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）

イ、地域間交流の促進

佐用町では、豊かな自然・歴史環境や比較的恵まれた交通条件を生かし、観光や文化・芸術、農林業など様々な分野で地域間交流を図ってきた。

観光や農林業などでの取り組みは、町内の宿泊施設や特産物の販売所を充実し、各施設や地域の農業体験、交流イベントなどを行うことで積極的に推進している。また、住民主体による地域の歴史資源や観光資源を活用した事業によって、町内外からの参加者による交流が図られている。今後もこうした取り組みを支援することで、特色ある地域間交流を図る。

ウ、人材の育成

まちづくりの主体は町民一人ひとりであり、町民と行政が協力し継続的な取り組みを行う必要がある一方で、それぞれの集落では、少子高齢化で地域の担い手が不足している。まちづくりの主体である町民の意識を高め、主体的・積極的に地域の自治活動やまちづくり活動に参画できる体制をつくり継続できるようなシステムを構築していくとともに、外部人材の活用も視野に入れて地域の担い手不足に対応する必要がある。

(2) その対策

ア、移住・定住

移住情報や町の魅力を様々な媒体で発信することで移住希望者に PR するとともに、起業・創業支援を行うことで雇用の場の創出を図る。また、県や県境の市町村のほか、姫路市を中心とする播磨圏域連携中枢都市圏や、たつの市を中心とする播磨科学公園都市圏域定住自立圏など様々な広域連携のもと、移住・定住の促進に努める。

[具体的な事業]

- ①移住者の定住の推進に向け、町内の観光資源や佐用町での田舎暮らしを体験してもらう滞在型田舎体験事業を推進する。
- ②佐用で暮らす魅力を町内外に PR するため、移住相談会の実施をはじめとした移住情報の発信のほか、町の施策や取り組みについても SNS も活用しつつ多媒体で発信する。
- ③UIJ ターンに対応するために、空き家の情報提供としての「空き家バンク制度」を充実させ、空き家の掘り起こしなどを図るとともに、移住定住希望者に向けた積極的な情報発信に努める。
- ④県や地元の金融機関など、産官学連携による地元企業とのマッチングを強化することで地元就業の促進を図る。
- ⑤若者の定住を促進するため、住宅の建築や取得に対する支援金や就職奨励金の交付を行う。
- ⑥町内で新規に起業・創業する方を支援するとともに、ビジネスプランコンテストを開催するなど、起業・創業しやすい雰囲気づくりの醸成に努める。
- ⑦播磨科学公園都市圏域定住自立圏のほか、播磨圏域連携中枢都市圏など県境を含む他市町村との広域的な連携により、雇用の場の拡大を図る。

イ、地域間交流の促進

生活基盤や情報網・交通網の整備とともに、特色あるまちづくりを進めるため、都市と農村との交流を推進する。また、県境の市町村のほか、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏など様々な広域連携のもと、地域間交流の促進に努める。

[具体的な事業]

- ①国県道など広域交通網の整備を推進することで、時間的距離を短縮する。また、インターネットなどを利用し、都市住民に対してスポーツ施設やキャンプ場、イベントなどの情報提供に努める。
- ②都市住民との交流やUIJ ターンなどを喚起する自然環境を生かした魅力的な宅地造成事業などを進める。
- ③文化事業及び農業体験交流イベントなどを通じ、町内外の交流を促進する。住民が地域への理解や共感を深め、住民同士のコミュニティづくりを進める。
- ④男女の出会いの場を積極的に創出し、農山村と都市の男女との交流の場を創出す

るとともに、若者の定住につなげる。

- ⑤地域おこし協力隊による地域活動や都市農村交流を促進することで関係人口の創出・拡大を図る。
- ⑥棚田などの美しい景観保全を推進するとともに、農業体験を通じた交流事業を進める。
- ⑦県境の市町村のほか、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏などの様々な広域連携のもと、地域間交流に努める。

ウ、人材の育成

まちづくりを建設的に推進していくため、外部人材の協力も得ながら地域との対話を進め、協働のまちづくりを推進する。地域の元気づくりに貢献できる人材の育成を行い、担い手不足が少しでも解消するよう図っていく。

[具体的な事業]

- ①地域ごとの個性に応じた協働のまちづくりを進めるため、地域再生アドバイザーをはじめとする外部人材の協力を得ながら地域づくり協議会などと対話を行い、地域の活動が継続的に行っていくような仕組み作りを構築する。
- ②地域おこし協力隊による地域活動を促進することで、地域の担い手不足の解消を図っていく。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流	若者定住支援事業	町	
		田舎暮らし体験事業	町	
		地域間交流事業	町	
		男女の出会いサポート事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。(1.(8)のとおり)

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア、土地利用

農林業を中心に栄えてきた佐用町においても、高度経済成長期以降の農林業の兼業化と過疎化の進行で、専業数は極めて少なくなっている。

水田面積の80.0%では場整備が完了しており、安定した農業基盤の整備を進めてきた。しかし、耕地の零細性、生産性の低迷、就農者の高齢化と兼業化、山間未整備田の荒廃化、新規就農機会や認定農業者の確保難、中核的農家育成の遅れなどの問題がある。また、農地および農業用水利施設の老朽化にともなう修繕や、異常な自然現象によって被災した農地農業用施設の復旧費も増加傾向にある。

町域面積の大半を林野が占める本町では、森林資源の活用が町の活性化にとって欠くことのできないものであるが、林業を取り巻く状況は、木材需要の低迷、さらに、林業労働者の減少と高齢化、台風や積雪など災害による広範囲での倒木被害などで、非常に厳しい状況が続いている。

生活環境の基盤整備においては、町生活排水処理計画に基づく農業集落排水事業や個別排水処理施設設置を進め、生活排水処理施設の大部分は既に稼働し、生活環境の改善に貢献している。

また、町では、保育園や学校の規模適正化を進めてきたが、廃校となった園・校舎やその跡地に企業を誘致したり、残土処分地跡などの未利用地にメガソーラー施設を建設し、再生可能エネルギーの普及と自主財源の確保に取り組むなど、土地の有効活用を図ってきた。

表 土地利用の現況

単位/ha

区分	年次	耕地面積							草地 面積	林 野	その他
		計	田	畑	樹園地						
					うち 果樹園	うち 茶園	うち 桑園				
実数 (ha)	昭和55年	2,100	1,670	220	210	140	10	20	—	—	
	平成2年	1,790	1,520	160	110	80	10	10	—	25,040	3,921
	平成12年	1,480	1,300	120	60	40	10	0	—	25,088	4,183
	平成17年	1,361	1,069	69	33	—	—	—	—	24,913	4,477
	平成22年	1,088	998	63	26	—	—	—	—	24,904	4,759
	平成27年	1,043	978	46	18	—	—	—	—	24,899	4,802
	令和2年	936	890	38	8	—	—	—	—	24,870	4,938

資料/農林業センサス

イ、農 業

全国的な傾向と同様に、佐用町においても農家数・農業就業者数はともに減少

傾向にあり、昭和 60 年から平成 27 年までの 30 年間に、農家数で 2,069 戸(Δ 51.8%)の減少となっている。また、農家数に占める兼業比率も平成 27 年に 86.1% となっており、後継者不足が顕著で、町の将来的な農業維持にとって非常に厳しい局面を迎えている。また、本町の農業の中心は、従来、水稻を中心として営まれており、国民の食生活の変化に伴う米消費の減退など、農業を取り巻く状況は一層厳しくなっている。

これまで、本町では、水稻中心の農業から、野菜や花木・畜産などを取り入れた複合型経営の育成を目指してきたが、顕著な進展をみせていないのが現状である。栗や茶、チンゲンサイ、なす、ジャンボピーマン、しいたけ、こんにゃく、佐用もち大豆、桃、ぶどう、そば、自然薯などの栽培、もち大豆みその生産、花木の生産、ひまわり油、ひまわりドレッシングなどの生産も行われているが、地域ブランドとしては依然、小規模である。今後さらなる開発と展開が必要である。

また、生産基盤整備についても 80.0%の整備が完了しているものの、山間部の棚田を中心に未整備の農地も多く、耕作放棄などによる農地の荒廃が懸念されている。さらに、近年、鹿や猪などの鳥獣による農作物の被害が頻発しており、生産意欲の低下にさらに拍車をかけている。

畜産については、乳用牛、肉用牛、採卵鶏、ブロイラーが中心になっており、農家の生産規模に応じたふん尿処理施設を整備するとともに、良質な堆肥の生産と効率的な利用を推進する必要がある。

今後は、農業生産組織の育成や認定農業者の育成によって経営規模の拡大や、農作業の集団化などによる地域農業生産体制の再編整備が大きな課題となっている。また、今後も農業改良普及センターや J A・町などがきめ細かい指導を展開し、恵まれた交通アクセスを生かした都市近郊型農業への転換や農産加工業の育成などによる特産品開発をさらに進めるとともに、滞在型農業への取り組みなどが必要となっている。

表 専業兼業別及び経営耕地面積別農家数推移 単位/戸

年次	農家数	専業兼業別農家数			兼業農家率 (%)
		専業	兼業		
			1種	2種	
S60	3,998	471	196	3,331	88.2
H7	3,236	561	139	2,536	82.7
H12	2,970	367	62	2,541	87.6
H17	2,665	340	76	2,249	87.2
H22	2,340	324	67	1,949	86.2
H27	1,929	269	55	1,605	86.1

資料/農林業センサス（兵庫県統計書）

ウ、林業

佐用町の森林面積は 24,870ha に及び、町の面積の約 81%を占めている。このうち、私有林の面積は 21,490ha あり、杉・桧を中心とした造林の推進で人工林

を造成してきた。

しかし、木材価格の低迷や林業労働力の減少及び高齢化、生産基盤整備の遅れから、林業生産活動は停滞しており、間伐などの適正な管理が十分に実施されていない林地が増加している。

また、平成 16 年秋に次々と上陸した台風による大規模な倒木被害がきっかけで、以降、林家の経営意欲の減退が懸念される。さらに平成 21 年の台風第 9 号災害では、立木・倒木などが流出したことで被害が拡大したこともあるため、災害防止の観点からも、山林の適切な管理が必要となっている。

そのため今後も、森林組合を中心とした地域の主体的な取り組みで、施業の共同化や機械化、生産基盤の整備、労働力の育成・確保などに努め、適切な管理による健全な森林の維持や生産性の向上を図る必要がある。また、天然林については、自然環境の保全・形成に配慮しながら、優良な広葉樹林の育成による生産性の高い天然林施業を推進する必要がある。

さらに、木材の安定供給体制を構築するほか、効率的な木材の流通を行うための集出荷施設（中間土場）や体制の整備が必要である。

また、本町の林産物の中心であるしいたけの生産については、生産者の高齢化や輸入品の増加といった状況のなか、今後とも、品質向上や規格の統一、出荷体制の整備を進める。

さらに、自然環境保全・水源かん養といった森林のもつ公益的機能を踏まえ、森林の適正な保全・管理、レクリエーションや交流の空間として位置づけ、まちづくり施策との連携やリフレッシュ空間としての観光資源への利用など、森林の総合的な活用を図る必要がある。

表 森林資源の現況など

形態	総面積	
	面積(ha)	比率(%)
総数	24,870	100
国有林	148	0.6
独立行政法人	797	3.2
都道府県有林	598	2.4
市町村有林	385	1.5
公有林（森林整備法人（林業・造林公社））	769	3.1
財産区有林	683	2.7
私有林	21,490	86.5

資料/2020 農林業センサス

エ、商業

平成 28 年の経済センサス活動調査によると、佐用町では 204 の商店が営業しており、これらの店舗の大部分は佐用地区では佐用・平福、上月地区では上月・

久崎、南光地区では下徳久・上三河、三日月地区では三日月に集中し、商店街を形成している。

佐用商店街は町の中心市街地に位置しているが、郊外型店舗の進出、さらに、近隣市町での大型スーパーマーケットの建設などによって、購買力が大型店や町外へ流出しており、商店街としての機能が低下している。そこに平成 21 年の台風第 9 号災害で多くの商店が被災し、追い討ちをかけた。また、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外出の自粛や飲食店などへの休業・時短要請などにより、大きな打撃を受けた。

町全体としても、商店街の集客力は弱まる傾向にあり、商業者の高齢化や後継者不足の問題ともあいまって、活性化への取り組みが急務となっている。

今後は、商店街を様々な地域情報との出会いや住民相互のコミュニケーション空間としてとらえ、道路や駐車場などのハード面の整備とともに、顧客サービスやイベントの実施などといったソフト面の充実で、集客力と地域経済の回復を図る必要がある。

さらに、暮らしを営むうえで基本的に必要なさまざまなサービスや物を、身近に入手できる「暮らしやすいまちづくり」を進めるため、商店街が賑わいや魅力を取り戻せるよう諸施策を講じる必要がある。

表 商業における商店数など推移

単位/商店数…店、従業員数…人、年間販売額…百万円

区分	全業種			卸売業			小売業		
	商店数	従業員数	年間販売額	商店数	従業員数	年間販売額	商店数	従業員数	年間販売額
S54	554	1,553	14,471	43	165	3,145	416	1,173	10,487
S60	561	1,563	20,207	55	216	4,846	411	1,145	14,510
H3	501	1,697	26,799	51	271	7,402	387	1,260	18,541
H9	369	1,445	29,286	41	232	11,289	328	1,213	18,056
H14	360	1,581	22,034	28	143	2,817	332	1,438	19,217
H19	326	1,554	22,257	45	192	4,454	281	1,362	17,803
H24	202	982	17,830	24	91	5,501	178	891	12,329
H28	204	983	16,125	28	157	2,587	176	826	13,539

資料/商業統計資料（H24 以降は経済センサス活動調査）

オ、工業

佐用町は農林業地域であったため、大規模な工業は発展しておらず、令和元年の工業統計調査では、町内には 50 カ所の製造業の事業所で 1,218 人の従業員が雇用されている。しかし、従業員 50 人以上の規模の事業所は比較的少なく、事業所の多くは家内工業的な小規模事業所となっている。このため、町内の資本蓄積は十分とはいえず、低調な設備投資、急速な技術革新への対応の遅れなどの問題を抱え、新規学卒者を中心とした若年層の就業人口が町外へ流出する一つの要因となっている。

今後も、播磨科学公園都市における本町の役割を明確にし、広域交通網の整備や企業立地を軸とした新たな用地開発、道路や工業用水などの生産基盤整備、住宅や生活排水処理施設などの住環境整備などについても推進していく必要がある。

さらに、町内の中小企業に対する育成・支援を強化するとともに、情報通信・研究開発型企业への支援による起業環境づくりも必要といえる。

さらに、保育園・学校の規模適正化による空き園舎・校舎などを含む未利用公共施設を活用した企業誘致の推進も引き続き推進する必要がある。

カ、観 光

観光客入込数を見ると、平成 21 年台風第 9 号災害以降、とりわけ減少傾向にあり、さらに令和 2 年に始まる新型コロナウイルス感染拡大の影響により、観光客は大きく減少している。

町内には、平福の歴史的町並み、数々の城跡、瑠璃寺、県立大学西はりま天文台、ひまわりや花しょうぶ、しゃくなげ、カタクリなどの多彩な花の名所、千種川をはじめとする清流や美しい山並みに、朝霧、星空、また、その中で育まれてきたホテルなどの生態系や農林特産品など、様々な観光資源があり、地域内の観光魅力の強化と入り込み客（交流人口）の増大に向けての更なる活用促進が望まれる。そうした自然・歴史・農林業など、多彩な既存観光施設・資源を有効活用し、周辺における環境・景観整備や案内板の整備などを図るとともに、自然体験や癒しの空間づくりなど、新たな体験・交流のための環境づくりに努めてきた。

また、県境を越えた市町村との広域連携のほか、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏など、広域連携の更なる強化を図ることにより、旧街道や河川流域などを活用した広域観光ルートや地域内のモデルルートの整備を進めるとともに、パンフレット・ポスター・ホームページなどの様々な媒体を活用した観光 P R 活動に積極的に取り組む必要がある。さらには、既存資源を有効活用し、多種多様な特色ある体験・交流活動が行えるようなイベントプログラムの開発に取り組むとともに、観光ボランティアガイドの育成などによるサービス体制の充実と着地型ツアーの推進を図ることが必要である。その他、インバウンド観光の推進や平成 29 年に国史跡指定を受けた利神城跡を生かした観光施策が重要である。

表 形態別観光客入込数

単位/千人

区 分	S62	H2	H10	H14	H20	H24	H28	R2	
総入込数	277	657	866	955	843	683	615	471	
日帰り・宿泊別	日帰り客	246	551	757	856	781	622	543	437
	宿泊客	31	106	109	99	62	61	72	34
居住地	県外客	90	171	216	254	232	—	—	—
	県内客	187	486	650	701	611	—	—	—

資料/兵庫県観光客動態調査

キ、特産品の開発・販売

農林産物としての特産品としては、栗や茶、チンゲンサイ、なす、ジャンボピーマン、こんにゃく、花木、しいたけ、佐用もち大豆、米、桃、ぶどう、そば、自然薯などが栽培され、もち大豆みそをはじめひまわり油、ひまわりドレッシングなど加工品の生産が行われているが、地域ブランドとしては小規模である。

市場へ出荷しようとするれば、規格・価格・設備投資など種々の問題点があるため、女性グループや地域団体が小規模に取り組んでいるのが現状である。

道の駅宿場町ひらふく、令和2年10月に「株式会社元気工房さよう」として統合した、ふれあいの里上月、南光ひまわり館、味わいの里三日月でも地場産品が一番の人気となっており、施設同士が連携することなどによって「地産地消」を中心とした新商品の開発や後継者や新たな担い手の確保・育成が必要となっている。なお、3直売所及び加工所については、施設の老朽化が進んでおり、長寿命化を含めた改修が必要となっている。

また、大豆としては日本で初めて国の地理的表示保護制度（GI 制度）に登録された佐用もち大豆をはじめとする特産物を「佐用風土」としてブランド化しており、今後も更なる普及・拡大に取り組む必要がある。

さらには、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏などの様々な広域連携のもと、農林産物や特産品の情報発信の更なる強化を図ることも重要である。

ク、スポーツ・レクリエーション

余暇時間の増大や人々の健康志向の高まりを背景として、スポーツや野外のレクリエーション活動に参加する人が増えている中、佐用町では社会体育施設などを広く住民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の展開を進めている。また、屋内運動場「笹ヶ丘ドーム」は、宿泊施設に隣接する施設としてスポーツ合宿などにも利用されている。さらに、他地域との交流を深めるため、上月体育館ではバレーボール・インディアカなどの大規模な大会を、また、南光スポーツ公園では様々なスポーツをはじめ屋外イベントを開催しており、各施設とも町内外を問わず、スポーツ・レクリエーションによる交流に努めている。

一方、豊かな自然環境を生かしたレクリエーション施設として、笹ヶ丘公園、自然観察村、三方里山公園、けんこうの里三日月などがあり、家族連れや青少年を中心に利用されている。特に、大撫山頂の県立大学西はりま天文台は一般公開としては世界最大級の2m級望遠鏡「なゆた」があり、県下小学校の自然学校や天文愛好者を中心に年間約5万8千人の利用者がある。

(2) その対策

ア、農業

比較的恵まれた交通アクセスを生かして都市近郊型農業への転換を目指し、生産基盤の整備を促進するとともに、認定農業者などの中核的農家や地域営農組織

など、生産性の高い担い手の育成を図る。また、新たな農業振興への取り組みなどを多面的に展開するとともに、観光型農業も推進する。さらには、ふれあいの里上月、南光ひまわり館、味わいの里三日月については、施設の老朽化が進んでおり、特産品の安定供給と販売促進のため、長寿命化を含めた所要の改修を行う。

[具体的な事業]

- ①ほ場整備の推進とため池の整備で生産基盤の整備を進める。
- ②農地の流動化を促進し、経営規模の拡大などで、認定農業者や地域営農組織の育成と生産性の高い農業へ誘導する。
- ③佐用もち大豆をはじめとする特産物の一層の生産の振興を図る。また、農業振興団体の支援・育成を図る。
- ④佐用もち大豆やひまわりなど特産品を加工した商品開発に努めるとともに、チンゲンサイ、ジャンボピーマン、桃、ぶどう、自然薯、そばなど農産物の栽培拡大と市場開拓のほか、引き続き新規農産物の開発及び直売所・加工所の改修などにより販路の拡大を図る。
- ⑤「さよう農の匠」養成塾を通して、就農・帰農への機運を醸成するとともに、新たな農業の担い手を育成する。
- ⑥イベントなどの実施による都市住民との交流の推進に努めるとともに、観光型農業の育成を目指す。
- ⑦農産物の鳥獣による被害防止のため、防護柵の設置促進や広域による適正な鳥獣の個体数管理に努める。
- ⑧民間企業と連携して産業の活性化を目指し、地元との合意の中で、未利用公共施設や、他の用地などを活用し、誘致・整備を進める。
- ⑨次代を担う人材育成と新たな農業経営研究のため、農業科学科や家政科が存在する県立佐用高等学校の育成と支援、連携を強化する。

イ、林業

林業では、森林環境譲与税などの財源を有効に活用しつつ、生産基盤の継続的な整備・充実に努めるとともに、間伐の推進などで林業の活性化を図っていく。また、森林組合組織の強化や新たな担い手の育成、「木材ステーションさよう」への原木出荷の推進、地元産材木の利用促進、しいたけなどの特用林産物の生産性の向上への取り組みを行う。また、最先端のリモートセンシング技術を活用し、森林資源量調査など、森林情報の明確化を行うことで、施業地の拡大及び森林間伐などのスピード化を図り、豊富な森林資源を活かした地域振興を図る。さらに、台風被害による倒木の撤去費などについて国県の助成を強く要望していく。

また、水源かん養など森林の持つ公益的機能を踏まえ、森林の総合的な活用を図る。

[具体的な事業]

- ①森林の適切な保育・管理及び作業のほか、運搬、販売の効率化のため、作業道の開設などの林業基盤の整備に努める。また、地元商工業者などと連携し、農

林業と商工業の経済循環を推進する。

- ②間伐を推進し、人工林の管理・育成を図る。また、森林経営計画による森林整備事業の推進なども行う。
- ③広域連携などで森林組合の組織強化を促すとともに、林業の担い手の確保を積極的に支援する。
- ④森林の持つ公益的機能（土砂災害対策のために保水力を高めるなど）を維持するため、林道などの整備による適切な保全・管理の実施や荒廃地への天然林施業などに努めるとともに、企業などによる山地開発計画を事前に把握し、保全についての指導を徹底する。
- ⑤森林の持つ公益的機能を生かすため、里山林の整備や森林ボランティアなどの県民参加、観光との連携推進などにより、森林の総合的な活用を図る。
- ⑥航空レーザー測量や基礎地図情報の作成などのリモートセンシング技術を活用し、森林情報を明確に把握することで、森林資源の有効活用を図る。

ウ、商工業

工業生産基盤や住環境整備を進め、播磨科学公園都市の関係市町や関係機関との連携を図りながら、町の環境保全に配慮した優良な企業誘致を進めるとともに、町内の中小企業への支援・育成に積極的に取り組む。また、情報関連産業など立地自由度の高い企業の誘致にも努め、若年層の定住や UIJ ターンを促進する。商業の面では、活気と魅力にあふれた商店街の形成を目指して、町の商業環境を取り巻く状況の変化に対応した商業基盤の整備を促すとともに、商工会などの関連団体との連携を進め、経営基盤の強化を図っていくこととする。

また、保育園・学校の規模適正化による空き園舎・校舎などの未利用公共施設を含め、企業誘致などの利活用を進める。

[具体的な事業]

- ①町の中心市街地にある佐用商店街の活性化を図るため、にぎわいと魅力にあふれた活力ある商店街の形成を目指す。空き店舗などを活用して、魅力ある地域づくりと一体となった商業振興に努める。
- ②商工会への支援とともに、経営者同士の連携強化を図り、商品の仕入れや店舗の協業化・高齢化社会に対応できる宅配システムなど、福祉関連事業への取り組みを促す。また、買い物弱者対策として移動販売事業の促進に努めるとともに、新型コロナウイルスなどの感染予防対策のためテイクアウト・デリバリーサービスの充実を図っていく。
- ③地域に残された歴史的環境や自然環境を生かすとともに、これまで進めてきた特産品開発の拡充や商工会との連携もあわせ、起業家に対する育成・支援の相談体制などを強化することで、新規事業の開発や雇用機会の増大などを図る。
- ④鳥取自動車道の開通など、広域交通網の整備推進などで工業生産の基盤整備や道路・生活排水処理施設などの住環境整備を進め、地域における起業環境づくりに努めるとともに、既存企業の育成と優良企業の誘致を図る。
- ⑤地元地域づくり協議会などと協議を行いながら、空き園舎・校舎などを含む未

利用公共施設や除却した用地を含め、企業の誘致を行うなどの利活用推進を図り、商工業の活性化につなげる。

エ、観光、スポーツ・レクリエーション

町内の恵まれた自然や歴史・文化を観光資源として有効に活用するとともに、既存施設や農林業・商業との連携を進め、特色ある観光の振興を図っていくものとする。さらには、民間企業や県境の市町村のほか、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏などの様々な広域連携のもと、観光面の基盤整備を継続的に進めるとともに、交流型・滞在型観光地として、新たな施設や広域観光ルートの整備についても検討していく。

[具体的な事業]

- ①県立大学西はりま天文台の2 mの大型望遠鏡を核とした交流人口の拡大に積極的に取り組むとともに、継続した施設の整備・拡充を進めていく。
- ②本町の豊かな自然環境のもと、既存施設を有効的に活用し、施設と一体となったハイキングやサイクリングなどのイベントやソフト事業を充実させ、体験・交流や滞在型の観光地として活用を図る。また、着地型ツアーを行い、情報発信していく。
- ③平福や三日月の歴史的町並みや城跡などの歴史的観光資源は、町の貴重な文化遺産として保存・修景に努めるとともに、町の観光資源として活用し、商店街を含めた地域の活性化を図る。特に国の史跡指定を受けた利神城跡を生かした観光施策を実施していくため、旧木村邸をはじめとする平福の観光拠点施設整備や観光駐車場などの周辺整備を行う。
- ④近隣市町や県境の市町村のほか、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏などの様々な広域連携のもと、交通事業者とも連携し、各地の観光資源を結び付けた広域観光ルートの整備やインバウンド観光の推進を図る。
- ⑤町観光協会への支援とともに連携を強化し、観光イベントの開催や充実、観光情報の発信などで、観光客の誘致と町のイメージアップを図る。
- ⑥グラミンカ SAYO や株式会社かのねなど、民間事業者とも連携しつつ、各地域の資源を活用した魅力づくりと交流事業の展開によって、地域の活性化と観光客の流入に努める。

オ、特産品の開発・販売

「佐用風土」ブランドの更なる魅力化や特産品を活用したまちづくり、雇用の場の確保を目指すとともに、県境の市町村のほか、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏などの様々な広域連携のもと、特産品の認知度向上と販路拡大を図る。

[具体的な事業]

- ①農産物及び特産品の販路の整備と、事業の拡大を目指す。
- ②後継者の確保・育成や都市住民への直接販売など市場開拓などに取り組み、経

営の安定化を図る。

- ③加工品に関し、農業改良普及センター、JAなどの専門家・デザイナー・経営コンサルタントなどの指導によって、地場の産品を使用した、自分たちで継続的に製品化できる特産品の開発を促す。また、ジビエの有効活用も推進する。
- ④農産物及び特産品の生産拡大とさらなる販路拡大のため、「佐用風土」ブランドの普及促進を図るとともに、直売所や加工所の更新や改修を進め「元気工房さよう」の地域商社機能の強化を図る。
- ⑤近隣市町や県境の市町村のほか、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏などの新たな広域連携のもと、ブランド力の強化を図り、情報発信と販路拡大を図る。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
2 産業の振興	(1) 基盤整備	西徳久地区ほ場整備工事 A=7.0ha ため池整備工事 農業生産基盤整備事業 土づくりセンター整備・改修事業 中間土場（集出荷施設）整備事業 県単独補助治山事業 基幹作業道整備事業 荒廃溪流等整備事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	
	農業			
	林業			
	(4) 地場産業の振興			
	生産施設ほか			
	(5) 企業誘致			
	工業団地造成			
	未利用公共施設利活用整備事業			
	(7) 商業			
	商業振興施設等整備事業			
その他				
移動販売促進事業				
(9) 観光またはレクリエーション	笹ヶ丘公園整備事業 ゆうあいしい・奥海滝谷オートキャンプ場・道の駅改修整備 南光自然観察村整備事業 観光拠点施設等整備事業 旧木村邸保存・活用事業	町 町 町 町 町		
観光振興施設等整備事業				
観光拠点施設等整備事業				
旧木村邸保存・活用事業				
(10) 過疎地域持続的発展特別事業	第1次産業	獣害防止柵設置補助事業 有害鳥獣駆除活動事業 町単独造林事業	町 町 町	
第1次産業				
町単独造林事業				

		森林整備地域活動支援事業	町	
		森林保全間伐促進事業	町	
		森林整備助成事業（住民参画型）	町	
		農業の担い手確保事業	町	
		リモートセンシング技術活用事業	町	
		農産物特産定着化対策事業	町	
		農業振興団体支援事業	町	
		土づくりセンター運営事業	町	
		農産物加工販売施設等運営費	町	
		佐用高等学校育成連携事業	町	
	商工業・第6次産業化	商工業振興支援事業	町	
		中小企業者創業支援事業	町	
		中小企業者支援資金融資利子補給事業	町	
		新商品開発推進事業	町	
		商工会助成金	町	
		ビジネスプランコンテスト開催事業	町	
	観光	笹ヶ丘荘線出金	町	
		集客支援事業	町	
		観光PR事業	町	
		ひまわり祭事業	町	
		宿場町平福活性化事業	町	
		広域観光推進事業	町	
		観光協会補助金	町	
		観光・レクリエーション施設の管理・修繕事業	町	
	その他	未利用公共施設除却事業	町	
	(11) その他	地籍調査事業	町	
		里山林整備事業	町	
		緑化推進事業	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種を次のとおり定める。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
佐用町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

- (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記(1)、(2)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。(1.(8)のとおり)

また、「佐用町施設配置最適化計画」の中で、本項目に関係する施設の在り方について以下のとおり定めており、これと整合性を図りながら施設整備を行っていく。

① 農産加工・直売関連施設

- ・加工施設は生産効率を踏まえた統合や移管の検討をする。
- ・販売拠点施設は、地域の特性や必要性、利用状況を配慮し、移転や長寿命化を図る。

② 観光関連施設

- ・必要性は高く、将来的にも存続させる。

③ 宿泊施設

- ・宿泊施設については必要な改修を行い、将来的にも存続させる。

④ 産業その他

- ・施設の必要性は高く、将来的にも維持継続が望まれる。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化社会が進展し、各種の新しい情報メディアが開発されるなか、地域の状況に適した情報通信システムの確立によって、住民福祉や生活の利便性の向上、産業振興などへの活用に努めてきた。平成 18 年度から 19 年度にかけて、全町域に光ケーブル網を敷設し、地上波テレビ放送のデジタル化及び超高速インターネット環境整備を行った。それに伴って開設した佐用チャンネルを生かし、行政情報をはじめ、各種情報の伝達体制を強化し、住民生活に関わる様々な分野での地域情報化を推進し、インターネットを活用した町内外の情報交流を促進してきた。

その他、防災行政無線は、合併前のハード機器の老朽化に伴って、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、発信機器、戸別受信機、モーターサイレンや屋外拡声子局の整備などの機器の一斉更新を行い、デジタル化を図った。今後はこれらの情報通信施設・機器の適切な維持、更新に努める必要がある。

また、普及が進む携帯電話は、全町域で携帯電話が使用できるよう、不感地区の解消を図ることができた。一方、近年は ICT 技術の急速な発展に伴い、教育・福祉・介護分野など様々な行政分野においても最先端技術を活かした取り組みの実施が求められており、住民サービスの更なる向上のため、地域の情報通信施策についても根本的な見直しを検討する必要がある。

(2) その対策

様々な情報の活用と交流促進によって、豊かな住民生活の実現と地域の活性化のため、情報活用型の環境づくりを推進する。

また、既存の情報通信機施設・機器の計画的かつ適切な維持管理・更新とともに、情報通信の地域格差を是正し、地域情報システムの構築を図り、さらなる情報の発信を積極的に行う。

〔具体的な事業〕

- ①必要な情報を安定的に届けるため、情報通信機施設・機器の計画的かつ適切な維持管理と更新を行う。
- ②地域情報システム整備事業として実施した町内全域の光ケーブル網の利活用によって、行政情報や地域情報の積極的な発信を行うとともに、既存設備を活用しながら、最先端技術を活用した情報通信環境の設備を目指す。
- ③防災・減災対策の向上と観光振興を図ることを目的に Wi-Fi 環境の整備・拡大を行う。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設ほか	情報通信施設整備事業	町	

	(2) 過疎地域持	情報通信施設の管理・修繕事業	町	
	続的發展特別事業	地域情報発信事業	町	
	情報化	地図情報電算化（統合型 GIS）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。（1.（8）のとおり）

5. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 現況と問題点

佐用町は、町域の中央を東西に走る中国自動車道及び、国道 179 号・373 号と 19 路線の県道があり、その他の町道をあわせた町域の道路総延長は約 868km に及んでいる。また、町内で中国自動車道と分岐する鳥取自動車道が平成 25 年 3 月に全線開通し、従来の路線に加え、今後も本町は道路交通において、西播磨圏域における重要な位置を占めている。また、長年の願いであった国道 179 号徳久バイパスも平成 27 年 12 月に開通した。

現在、国県道についての舗装はほぼ完了しているものの、町域の一部に未整備区間や通行不能区間が残っており、早急な改良が課題となっている。また、町道の平成 31 年度現在の舗装率は 57.8% であり、依然として未整備の区間が多く集落内交通に支障をきたしている。

鉄道、バスについては、日常生活への自動車利用の進展などで利用者が減少しているが、これら公共交通機関は、子どもや学生、高齢者など、自動車を利用できない住民にとっては日常生活の重要な交通手段であり、運行の確保と利用促進は大きな課題である。

町内の公共交通の核である鉄道では、これまでに、軌道改良や高速車両の導入など、JR 姫新線の輸送改善事業によって速達性を確保するとともに、増便試行を行った。その結果、平成 24 年のダイヤ改正で、増便した一部ダイヤが継続運行されることとなった。また、沿線自治体などで構成する「姫新線利用促進・活性化同盟会」において、様々な利用促進事業を展開している。智頭急行智頭線では、様々な利用促進事業が展開される中、利便性の維持が確保されているが、普通列車の利用者数は低迷している。鉄道のフィーダー交通として重要な役割であるバスは、ほとんどのバス路線が休止となったため、「さよさよサービス」やコミュニティバスの運行、タクシー運賃助成事業の実施など、新たな交通形態を創造してきた。

なお、令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛により、乗客数が大幅に減少するなど、鉄道などの各公共交通機関に大きな影響があった。テレワークやリモート会議などの新たなスタイルが定着したことにより、特にビジネスシーンにおいての利用がどれだけ回復するかは不透明である。

また、高齢者や障がい者を含むすべての人々が、公益的施設を円滑に利用できるバリアフリーのまちを目指し、福祉のまちづくりを視点に置いた整備に努めてきた。

表 道路区分別整備状況(平成 31 年 4 月) (単位：m・%)

区分		国道	県道	町道
実延長 (A)		43,453	133,223	691,096
舗装	舗装済延長 (C)	43,453	123,541	399,508
	舗装率(%) C/A	100.0	92.7	57.8

資料/兵庫県市町別主要統計指標

(2) その対策

姫路市及び阪神都市圏との時間距離の短縮に向け、国県道をはじめとした広域交通網の整備を促進するとともに、町道などの生活道路の整備やネットワーク化に努め、日常生活の利便性向上や地域間交流の促進などを図る。また、暮らしの重要な移動手段として、公共交通機関の運行の確保と利用の促進に努める。

また県境の市町村のほか、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏などの様々な広域連携のもと、広域交通網形成の検討を進める。

[具体的な事業]

- ①国道 179 号及び 373 号の改良及び幹線道路としての県道の整備について、県及び関係機関へ働きかけを行い、広域交通網の整備に努める。
- ②住民生活の利便性向上のため、町道の計画的・体系的な改良と整備に努めるとともに、生産基盤の充実を図るため、主要農道や林道についても整備を行う。
- ③鉄道、バスの適切な運行確保のため、住民への利用啓発、観光との連携やイベントの開催などを通じ、一層の利用促進に努め、鉄道、バスの維持・確保、利便性の向上に努める。
- ④高齢者、障がい者等交通困難者の交通手段の確保のため、社会福祉協議会が運営するさよさよサービスや、コミュニティバスの運行、タクシー運賃助成事業の実施をはじめとする外出支援サービス事業を継続して支援、実施する。
- ⑤県境の市町村のほか、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏などの様々な広域連携のもと、広域的な交通網形成への検討を進める。
- ⑥高齢者や障がい者を含むすべての人々が、公益的施設を円滑に利用することができるバリアフリーのまちを目指すとともに、道路交通の安全性向上のため、道路、交通安全施設などの整備を推進する。
- ⑦道路施設などの整備にあたっては、佐用町のイメージや歴史的環境を保存するデザインの採用や高齢者への配慮、周辺の緑化、道路の美化など、潤いのある交通空間の創出に努める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
4 交通施設の整備、 交通手段の確保の促進	(1)市町村道 道路	長尾大願寺線 L=480m W=7.0m	町	
		長尾佐用姫線 L=460m W=7.0m	町	
		長尾本谷線 L=50m W=5.0m	町	
		森元線 L=70m W=3.0m	町	
		須安線 L=300m W=5.5m	町	
		来見線 L=200m W=5.0m	町	
		林崎東徳久線 L=860m W=5.0m	町	
		大畑線 L=240m W=5.0m	町	

	東大畑環状線 L=380m W=4.0m	町	
	中学校前線 L=400m W=6.0m	町	
	大願寺中線 L=60m W=4.0m	町	
	徳久 144 号線 L=60m W=9.0m	町	
	新宿中安線 L=500m W=7.0m	町	
	三河旧道線 L=500m W=7.0m	町	
	小日山大日山線 L=600m W=5.0m	町	
	家内中渡り線 L=500m W=7.0m	町	
	申山線 L=600m W=5.0m	町	
橋梁	明尾橋 L=25.0m W=4.0m	町	
	鴉谷橋 L=11.0m W=2.5m	町	
	大倉橋外 7 橋 L=23.0m W=2.0m外	町	
	石井橋外 5 橋 L=97.0m W=6.0m外	町	
	油屋橋外 6 橋 L=11.0m W=3.0m外	町	
	戦橋外 7 橋 L=69.0m W=6.0m外	町	
	長田橋外 7 橋 L=53.0m W=6.0m外	町	
その他	被災町道整備	町	
(2) 農道	農道舗装 W=3~4m	町	
(3) 林道	林業用路網整備（新規）W=3~4m 林内路網整備事業	町 町	
(6) 自動車等 自動車	生活交通確保対策事業	町	
(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	J R 姫新線・智頭線利用促進事業 路線バス維持確保対策事業 さよさよサービス等運行助成事業 コミュニティバス運行事業 外出支援事業（タクシー運賃助成等）	町 町 町 町	
その他	町道の管理・修繕事業 農道・林道の管理・修繕事業	町 町	
(10) その他	交通関連施設整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。（1.（8）のとおり）

また、「佐用町施設配置最適化計画」の中で、本項目に係る施設の在り方について以下のとおり定めており、これと整合性を図りながら施設整備を行っていく。

①公共交通関連施設

- ・ 地域の実情及び利用状況などにより必要性を考慮しながら、規模適正化及び長寿命化を図る。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア、水道

住民の日常生活にとって、良質な水と安定した水量の確保は重要であり、令和元年度末現在の水道普及率は99.9%で概成している。

人口減少による過疎化の影響により、料金収入は減少傾向にある一方で、山間部に民家が点在しているという地理的要因から、人口が密集している都市部よりも維持管理経費は割高であり、施設の老朽化も進んでいることから、計画的かつ継続的な整備、改修が必要となっている。また、維持管理費用削減のため、水道施設の統合や広域化も視野に入れる必要があるが、地理的要因により水道管の延長や接続にかかる費用も莫大なものとなり容易ではない。今後、将来の中長期的なコストを的確に見究めた上で、慎重に検討していく必要がある。

イ、生活排水処理

佐用町は千種川水系の上流域に位置しており、水質保全に対する責任は大きい。そこで、快適な生活環境の確保のため、平成4年度から本格的に事業着手し、地域の状況に応じた方式による生活排水処理施設の整備を計画的に進め、今では、すべての集合処理施設が概成している。また、集合処理方式が適当でない地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進しており、令和元年度末で町内の水洗化率は96.6%となった。

今後、施設の老朽化による機器の更新、維持管理経費に継続的な財政負担の増加が生じることが懸念されるため、施設の効果的な更新及び統廃合による運営コスト低減を図ることが求められる。

ウ、ごみ・し尿

人口の減少や経済活動の縮小のほか、リサイクル活動の普及などによって、ごみの排出量は年々減少する傾向にある。兵庫県ごみ処理広域化計画によって、平成25年4月に一般廃棄物中間処理施設として供用開始したにしはりま環境事務組合の「にしはりまクリーンセンター」では、現在、佐用町、たつの市、宍粟市、上郡町の2市2町の一般廃棄物の処理を行っている。また、最終処分場は、引き続き佐用クリーンセンターにて埋立処分を実施している。家庭系一般廃棄物の収集体制は、可燃ごみ週1回、資源物は週2回以上をカレンダー式により全町域で実施しており、収集率は100%である。

現在、住民の理解と協力を得て、19分別による排出および収集を行っているが、平成26年度からは使用済小型家電品の回収も行い、今後も積極的なごみ排出量の抑制と再資源化を推進していく予定である。

最終処分場については、残存埋立容量を適正に把握した上で、施設の在り方を検討する必要がある。

し尿については、下水道の普及に伴い、収集量は年々減少しており、下水道施

設との施設統合を進めているところである。

エ、火葬場・墓地

火葬業務は播磨高原広域事務組合が運営する播磨科学公園都市内の斎場「こぶし苑」で行っており、適正な維持・管理が求められている。

オ、防災

平成7年1月の阪神・淡路大震災を教訓に、山崎断層帯地震や大規模な風水害を念頭に、初動体制を中心とした防災体制の充実、相互応援協定の締結といった協力体制の確立、自主防災組織の育成・強化などを「地域防災計画」に盛り込んだが、平成21年の台風第9号災害によって、佐用町は未曾有の被害を受けた。町では、検証委員会を設置し、地域防災計画や町の対応などへの検証を行い、74項目にわたる90の提言を受けた。以降はその提言に基づき、地域防災計画の見直しや行動マニュアルの作成を行い、それらを活用した職員の非常参集訓練や住民参加による総合防災訓練を実施するとともに、組織体制の強化、住民への防災意識の一層の啓発、自主防災組織の育成、防災教育の充実、地域ごとの防災対策の確立を図ってきた。また、合併によって応急的な統合を行った防災行政無線は、国の施策と設備の老朽化によって、平成24年度から平成25年度にかけて、デジタル化整備を行った。

カ、消防・防犯

佐用町では、年平均12件程度の火災と70件程度の犯罪が発生しており、平和な住民生活を脅かす原因となるため、町では火災や犯罪の未然防止を重点とした取り組みを行っている。

消防体制については平成25年4月、佐用町消防本部が、たつの市、相生市、宍粟市の消防本部と統合し、新たに「西はりま消防組合」として発足した。佐用消防署は常備消防組織として「西はりま消防組合佐用消防署」となり、34人の職員が配置されている。また、非常備消防組織としての佐用町消防団には、7機動35分団に861人の団員を配備している。

今後は、火災や災害の発生時において迅速な出動体制がとれるよう、防災行政無線や防災メールによる的確な災害発生連絡と消防署及び消防団の組織強化に努めるとともに、火災発生を未然に防止するため、住民や事業所、施設に対する防火指導で、防火意識の高揚を図る必要がある。さらに、車両や機材・消防装備の充実や、消火栓や防火水槽など、消防水利の確保や維持・保全も重要な課題である。また、犯罪の発生件数は近年横ばいであるが、時代の風潮とともに犯罪の内容が多様化する傾向にあり、関係機関や地域組織との協力のもと、地域ぐるみで犯罪防止に取り組む体制の強化が必要である。

表 消防署及び消防団の現況(令和2年4月)

区分	庁舎 施設	職員団 員(人)	消防車両					可搬式小型動 力ポンプ(台)
			タンク車	普通ポンプ車	救急車	その他	ポンプ付積載車	
消防署	1	34	2	1	2	5	0	0
消防団	1	861	0	7	0	3	51	3

キ、住宅・住環境

住宅は生活の基本となる空間的なよりどころであり、良質な住環境の確保は、住みよいまちづくりの実現に欠くことのできない条件である。

佐用町では、総世帯の9割近くが持ち家に住んでおり、その他の住宅需要の大部分は、町内23カ所にある493戸の町営住宅や民間経営のアパートでまかなわれている。特に最近では、民間経営のアパートの建設が進んでいる。

また、UIJターンを含めた人口増と定住促進のため、町内各地で宅地造成及び分譲を行ってきた。なお、購入者に町外在住者があることは、一定の成果があったといえる。

町営住宅については、一部老朽化に伴う除却を実施してきた。

今後も、住宅地区の生活道路や生活排水処理施設などの生活基盤整備を進めるとともに、様々な住民ニーズにこたえる内容の整備・充実や、優良な住宅地の造成などに努める必要がある。

現在、佐用町には大規模な工場は少なく、工場排水などによる環境汚染は少ないものの、一部の地域では、畜産業者の廃棄物処理対策の不徹底による水質汚濁や悪臭といった問題が生じた。そのため、畜産業者への指導を徹底するとともに、家畜ふん尿の有効利用や家畜ふん尿処理施設の整備など、公害問題の解決に努めてきた。一方、各家庭からの生活排水処理対策については、令和元年度末現在の水洗化率が96.6%となり、河川の水質汚濁の改善も進んでいる。

公害対策を含め、自然環境保全のため、基盤整備や住民・事業所などへの啓発・指導に努め、再生可能エネルギーの導入など美しい環境づくりを推進する必要がある。その他、石油製品の安定供給を確保するため、サービスステーションの維持・確保の支援も必要である。

ク、公園・緑地

地域の公園や緑地は、生活に潤いをもたらすとともに、住民相互の交流や地域コミュニティの形成のためにも欠くことのできない空間である。

佐用町は、豊かな自然に恵まれ、町域の一部が国定公園や県立自然公園の区域に編入されているなど、緑地整備の必要性は少ないものの、住民生活に身近な場所での公園整備は十分とはいえない状況にある。特に、高齢化の進んでいる地域では、高齢者がスポーツ活動への取り組みを行い、健康増進や多世代との交流を図る場となるなど、地域コミュニティの育成のためにも重要な条件となっている。

今後は、各地域での公園整備とともに、公共施設の花壇整備を進めるなど、住民の参画を得ながら、地域ぐるみで緑化の推進に努める必要がある。

(2) その対策

水道施設・ごみ処理施設・生活排水処理施設などの基礎的な生活環境施設を地域の実情に応じて整備を進めることは、都市部との格差解消や住民の生活水準の向上とともに、若者の定住や UIJ ターンの促進にもつながるため、積極的に推進する。

ア、水道

良質な水と安定した水量を確保し、将来にわたり安全・安心な水道水を供給するため、施設の整備と既存施設の安定的な運用を図る。

[具体的な事業]

- ①水道事業の継続的な推進に努める。
- ②安定した配水量の確保のために、水道施設の中長期的なアセットマネジメントを考慮しつつ、本管のバイパス化、広域連絡管の整備、施設の統合化を図る。
- ③水道施設や老朽管などの更新・整備を図る。

イ、生活排水処理

自然環境の保全や快適な生活環境の確保のため、住民の理解を得ながら「生活排水処理計画」に基づき、施設の整備と既存施設の安定的な運用を図る。

[具体的な事業]

- ①施設の利用方法や生活排水処理などに関して、住民への普及・啓発に努め、事業の円滑な推進に努める。
- ②集合処理区域内の住民に対して早期に接続するよう求める一方、施設の維持管理コストを削減するための方策を積極的に取り入れ、実施する。
- ③施設の効率的な運営や機器の更新費用及び維持管理費用を削減するため、施設統合を図る。

ウ、ごみ・し尿・火葬場

ごみ・し尿の処理、火葬場の運営については、関係する自治体との調整を図りながら、必要に応じた施設整備や設備の充実に努める。

[具体的な事業]

- ①住民との協働によって、収集ステーション及び処理施設の充実や分別排出方法の徹底、肥料化の促進など収集及び処理の効率化に努める。あわせて、住民参加による地域環境美化やごみ減量化に関する活動を促進する。
- ②佐用クリーンセンター最終処分場の修繕のほか、清掃車両などの整備を行う。
- ③佐用衛生公苑などの汚水処理施設が共同で利用する施設を下水道事業（汚水処理施設共同整備事業）により三日月浄化センター及び佐用浄化センターに整備し、町内における汚水処理を効率的に行い、維持管理費用を削減する。三日月浄化センター及び佐用浄化センターの供用開始後は佐用衛生公苑を除却する。
- ④火葬場は、関係する自治体と調整を図り、施設や周辺の整備・充実に努める。

エ、防災

幅広い災害への対応が可能な防災体制や防災施設の整備に努めるとともに、住民の防災意識の一層の高揚や、地域における自主防災組織の育成などによる「災害に強いまちづくり」を、住民参加や関係機関との連携を図りながら推進する。さらに、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、犯罪や非行、火災及び災害、交通事故などを防止することで、町民の安全の確保を図る「安心安全なまちづくり」を進める。

[具体的な事業]

- ①平成 26 年度に整備した役場本庁舎を拠点とし、自然災害に速やかに対応できるまちづくりを進める。
- ②多岐にわたる災害を想定した「佐用町防災マニュアル」の策定と、住民や職員を対象とした研修会、講習会を実施する。
- ③急傾斜地崩壊危険箇所など、災害を引き起こす可能性のある地点を把握し、関係機関への要請による防災事業の実施や住民への周知によって、災害発生時の被害の未然防止に努める。また、災害発生時の避難場所となる小・中学校や公共施設なども、関係機関との連携・調整を図り、情報通信システムなどの活用で、地区防災拠点としての機能充実に努める。
- ④災害発生時における救急・復旧活動を円滑・効果的に行うため、車両や機材などの充実を図るとともに、広域防災・災害援助応援協定に基づく広域的な協力体制を強化する。
- ⑤地域における自主防災組織の育成に努めるとともに、防災教育・防災訓練・講習会などの開催や広報誌などを活用した啓発活動で、防災に対する住民意識の高揚を図る。
- ⑥緊急時の情報伝達の重要な手段である防災行政無線をはじめとする、通信手段の適正な維持・管理を行い、災害に強いまちづくりの推進を図る。

オ、消防・防犯

地域ぐるみの消防・防犯体制の確立を目指し、消防署及び消防団組織の強化、消防設備の充実、犯罪を防止する環境の整備などに努めるものとする。

[具体的な事業]

- ①消防署については、広域的な視野で人員の確保や職員の資質向上のための訓練内容の充実に努めるとともに、消防団についても、団員に対する訓練の実施や若年層の加入促進などで組織・体制の強化を図る。
- ②火災形態の多様化に対応するため、車両や機材などの消防装備の充実を図るとともに、消火栓や防火水槽など、消防水利の確保に必要な整備を進める。
- ③火災の未然防止と被害軽減のため、広報活動や防火訓練などの実施に努め、住民の防火意識の高揚を図るとともに、事業所や医療・福祉施設における防火体制や防火設備の充実・改善について、定期的な点検・指導に努める。
- ④住宅火災による死傷者の発生防止のため、全住宅に住宅用火災警報器の設置を徹底する。

- ⑤町内の必要箇所への防犯灯や防犯カメラの設置とともに、老朽危険空き家対策を実施する。広報誌の活用や消費者教育などの実施によって詐欺的商法に関する被害防止に努め、犯罪を未然に防止する環境づくりを進める。また、暴力追放運動は、関係機関や住民組織の協力のもとに全町的な運動を展開する。
- ⑥犯罪や非行、火災及び災害、交通事故などの防止のための町民の自主的な安全活動の推進に努めるとともにその活動を積極的に支援する。

カ、住宅・住環境

基礎的な生活環境を整えた優良な宅地の確保で、人口の定着と増加を誘導する一方、入居希望者がいない老朽化した町営住宅は、除却を推進する。公害防止では、事業所や畜産農家などに対し指導を徹底し、生活排水の処理に住民の理解と協力を得るように努める。

さらに、豊かな自然環境と快適な生活環境を次世代へ引き継ぐため、日常生活から環境問題を見直すべく、「佐用町良好な環境の保護に関する条例」に基づき、住民・行政・事業者がそれぞれの責務に応じ、また、相互に協力・連携して環境保全の取り組みを推進するものとする。

[具体的な事業]

- ①既存の住宅地については、生活道路や生活排水処理施設など、基礎的な生活環境基盤の整備を進め、総合的な住環境の向上を図る。また、住宅耐震化を促進する。
- ②基礎的な生活基盤の先行的な整備や恵まれた地域環境を生かした優良な住宅地の造成を進め、民間資本による住宅投資の秩序ある誘導を図る。
- ③町営住宅は収入基準や入居要件の緩和を行う。さらに定住促進住宅の整備を推進し、総合的な定住促進事業の検討・実施を行う。また、入居希望者がいない老朽化した町営住宅は除却を推進する。
- ④畜産農家の生産規模に応じ、ふん尿処理施設の整備に対する指導を強化することなどで、畜産公害の発生防止に努める。また、畜産農家も含め、事業所に対する環境負荷低減についての指導を徹底するとともに、監視体制を確立し、汚染物質の排出防止を図る。
- ⑤自然環境保全や公害防止、生活排水の処理について、住民組織と協働して住民への意識啓発に努めるとともに、地域における環境美化活動への支援や住民の参加を促進する。
- ⑥兵庫県の「景観の形成等に関する条例」で、佐用町が「星空景観形成地域」に指定されていることにともない、県とともに、星空の景観を阻害するようなサーチライトを設置及び使用する者への指導を行う。
- ⑦太陽光発電施設の安定運営により、再生可能エネルギーの推進を図るとともに、CO₂削減など環境保全に努める。
- ⑧石油製品の安定供給の確保と災害対応力強化のため、サービスステーションの地下タンク入れ替えやダウンサイジングに対する支援を検討する。

キ、公園・緑地

快適で潤いのある生活環境づくりや、住民相互の交流、コミュニティ形成を促すため、各地域での公園整備に努めるとともに、住民参加による地域ぐるみの緑化を目指すものとする。

[具体的な事業]

- ①世代間交流や地域におけるコミュニティ育成のため、地域の実情にあわせた、スポーツやレクリエーションに気軽に利用できる地域コミュニティ公園や多世代対応型公園の整備に努める。
- ②豊かな自然環境の保全に努めるとともに、河川改修や公共施設整備にあたっての親水性の向上や緑化、さらに、町並み景観との調和や星空景観形成など、うるおいのあるまちづくりを推進する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道・簡易水道	水道施設整備事業 資産台帳整備 老朽管更新事業	町 町 町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	特環処理区統合事業 処理場・マンホール等更新（長寿命化事業）	町 町	
	農業集落排水施設	処理場・マンホール等更新（長寿命化事業）	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	佐用クリーンセンター最終処分場修繕事業	町	
	し尿処理施設	清掃車両等整備事業 し尿処理場施設修繕事業	町 町	
	(5)消防施設	小型動力ポンプ付積載車更新事業 消防ポンプ自動車更新事業 西はりま消防組合消防自動車等購入事業	町 町 西はりま 消防組合	
	(6)公営住宅	公営住宅等整備事業	町	
(7)過疎地域持続的発展特別事業 生活	上下水道・廃棄物処理施設の管理・修繕事業 公営住宅等除却事業	町 町		

	環境	空き家バンク運営事業	町	
		ごみ減量化対策事業	町	
	防災・防犯	し尿処理施設除却事業	町	
		老朽危険空き家除却支援事業	町	
		防災行政無線管理・修繕事業	町	
		安心・安全生活確保事業	町	
		消防施設の管理・修繕事業	町	
(8)その他	定住促進団地 宅地造成	町		
	公園整備事業	町		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。(1.(8)のとおり)

また、「佐用町施設配置最適化計画」の中で、本項目に関係する施設の在り方について以下のとおり定めており、これと整合性を図りながら施設整備を行っていく。

①清掃関連施設

- ・にしはりまクリーンセンターと連携を図り廃棄物の適正な処理を行うと共に、今後の人員減に伴い施設の廃止や複合化を検討する。
- ・老朽化施設の統廃合を行い維持費の削減、長寿命化などを図る。

②消防・防災関連施設

- ・西はりま消防組合佐用消防署は町民にとって不可欠な施設であるので、老朽化が進む中、適正な改修などを実施し、長寿命化を推進する。
- ・消防団員が減少するなか、将来を見据えた分団車両（車庫を含む）の統廃合を図る。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア、子育て環境の確保

心身ともに健やかな子どもの育成は、町の将来にとって大切な要件である。しかし、近年、少子高齢化・核家族化の進行や女性の社会進出などによって、児童を取り巻く環境は大きく変化している。町ではこれまで、保育園・学校規模適正化を推進し、その変化に対応してきた。その結果、保育園数は、平成25年には12園あったが、令和2年には5園となり、規模適正化は概ね完了している。

現在、就学前児童は主に町内5か所の保育園と私立幼稚園1か所に通園しており、学童は町内4か所の学童保育所を利用している。今後も多様化する保育や幼児教育への対応と、地域における子育てを支援するため、総合的・計画的な児童福祉施策を進める必要がある。

その他、保育が一時的に困難な場合や育児の援助を受けたい家庭の幼児・児童については、子育て家庭ショートステイ事業やファミリーサポートセンター事業による支援を行っている。

また、平成22年度に設置した子育て支援センターのさらなる活用と、平成29年度に設置した子育て世代包括支援センターのさらなる充実が必要である。

一方、健全な子どもの育成のため、青少年育成団体や地域スポーツクラブなどが主体となって、スポーツ・文化活動や各種の催しを行っており、今後も、家庭や学校、地域が一体となって、子どもの健全な成長を促す環境づくりに努めることも重要である。さらには、子ども子育て支援事業計画のニーズ調査では、親子が安心して集え、子どもが安全に遊べる場所が欲しいとの希望が最も多く、安心して子育てができ情報交換などができる環境を整備する必要がある。

母子・父子家庭については、母子自立支援員や民生委員児童委員などによる相談活動のほか学習会や交流会を実施している。近年、母子・父子家庭は増加する傾向にあり、今後も各種制度を活用し、それぞれの家庭環境に応じた生活支援を行う必要がある。

イ、高齢者福祉

高齢者の増加や出生数の減少、さらに、若年層を中心とした町外への人口流出などによって、佐用町では過疎化とともに急速な高齢化が進行している。令和2年3月現在、本町の高齢化率は41.6%であり、特に要介護の状態になる可能性が高い75歳以上の高齢者はさらに増加することが予測されている。

核家族化の進行は、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦世帯など、家庭の持つ介護力の弱い世帯を増加させる原因となっており、また、今後より一層高齢化が進行し、長寿による疾病構造の変化とあいまって、寝たきりや認知症高齢者の増加などにより、日常生活に何らかの介護サービスの支援が必要となる高齢者が、本町においても増加すると想定される。

高齢者を取り巻く環境の変化や地方分権への流れ、複雑・多様化する福祉ニー

ズなどを踏まえながら、佐用町の実情にあった介護サービスや保健福祉サービスを充実させ、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進するため、介護保険事業、介護予防事業の円滑な推進や地域包括ケアシステムの推進、地域密着型サービス施設の整備、日常生活の支援などに取り組んでいる。

町内には、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護医療院、養護老人施設があり、それらの施設では、入所及び短期入所による介護事業を実施している。また、地域包括支援センターや社会福祉協議会、居宅介護支援事業所などでは、高齢者の健康増進や生活支援、介護予防、介護保険が適用される通所介護や訪問介護などのサービス提供を行っている。

一方、佐用町には、37の単位高年クラブからなる町高年クラブがあり、多彩な教養・スポーツ活動や社会奉仕活動などを行っており、町はこれに対して助成しているほか、高年大学を開講し、高齢者の活発な学習意欲に応えている。

また、町では、健康増進計画に基づいて健康診査やがん検診をはじめとする様々な事業を展開し、住民の健康づくりへの支援と健康意識の向上を推進している。しかし、これまでは健康診断の受診率は全般的に低く、住民の健康管理に必要なデータの集積・整理や有効な活用までには至っていない状況である。

表 高齢者人口の推移

(単位：人)

区 分	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	24,874	23,827	23,341	22,337	21,012	19,265	17,510	16,143
65歳以上人口	4,215	5,104	5,880	6,517	6,662	6,544	6,695	6,723
比率(%)	16.9	21.4	25.2	29.2	31.7	34.0	38.2	41.6

資料/昭和55年～平成27年：国勢調査、令和2年：住民基本台帳

さらに、「地域保健法」の制定によって、住民のライフステージにおける保健事業については、町が主体的・計画的に実施していかなければならない。

そのため、今後も、健康の保持・増進のほか疾病の予防・早期発見やリハビリテーションを目的とした各種の保健事業の推進に努めるとともに、住民の健康づくり活動を支援し、正しい健康意識の高揚に努める必要がある。

また、保健事業を支える人材の確保や関係機関・施設との連携の強化、さらに、住民健康情報の適切な管理・活用によって、効果的で効率的な事業の実施に努める必要がある。

ウ、障がい者（児）福祉

佐用町では、障がい者（児）やその家族に対して、障がいの種別や程度に応じて介護手当の給付や各種助成を行うなど、日常生活の支援を行っている。

町内には、障がい福祉サービスを提供する事業所が17か所あり、障がい者（児）の自立と社会参加を目指し、介護給付や訓練等給付、授産指導などを行っている。

また、町では、佐用町身体障害者福祉協会や育成団体を中心に、様々な活動や行事を開催しており、障がい者（児）の自立と社会参加及び地域との交流促進に

努めている。

今後も、障がい者（児）が、地域や家庭で安心して生活ができる暮らしの実現や、障がい者（児）の自立と社会参加、社会復帰を促進するため、保健・医療・福祉・教育・雇用・まちづくりなど、関連する分野での連携を図った施策の展開が必要である。

エ、地域福祉

町民だれもが、住み慣れた地域や家庭において安全で安心して暮らすことができるとともに、人権が尊重され、さらには個人の能力に応じた社会参加が確保されなければならない。

佐用町では、これまで村落共同体的な社会のつながりが続いてきたが、産業構造の変化や過疎化・核家族化などによって、地域社会の相互扶助能力や家庭の介護力は低下する傾向にあり、現状にあった地域福祉体制の整備が必要となっている。

地域福祉に関しては、町と社会福祉協議会、民生委員児童委員などと連携し、福祉サービスの実施やボランティア団体の活動支援及び育成が行われている。

また、町内には 66 名の民生委員児童委員と 4 名の主任児童委員が配置されており、地域における福祉活動の中心的存在として、行政及び社会福祉協議会の事業への協力や、住民からの相談に応じるなどの活動を行っている。

今後は、住民一人ひとりが、ノーマライゼーションの理念のもと、地域福祉の推進に積極的に参加し、支援を必要とする人を行政と地域コミュニティが協働して支え合う、地域福祉体制を築かなければならない。

また、地域福祉の一層の推進のためには、行政・民間団体・個人が果たすべき役割の分担や連携の強化、行政内部や関係機関・施設との連携や調整、住民啓発や福祉教育の推進、さらには、道路・施設などの生活基盤整備などにも努める必要がある。

(2) その対策

ア、子育て環境の確保

近年、少子化・核家族化の進行や女性の社会進出などによって、本町でも児童を取り巻く環境は大きく変化している。これに対応するため、規模適正化を進めてきた結果、現在、町内 5 か所の保育園と私立幼稚園 1 か所で幼児の保育・教育を行っているが、今後も多様化する保育や幼児教育への対応と、地域における子育てを支援するため、家庭や学校、地域が一体となった総合的な児童福祉施策や、児童規模に見合った保育施設の更新・整備を計画的に進めていく。

また、保育園の規模適正化によって、通園距離が延伸するケースも生じるため、通園バスなどの運行事業を行い、保護者や園児への負担軽減を図る。また、空き園舎などに、企業を誘致するなどの利活用を進める。さらに、子育て家庭の経済的支援策として、保育料の軽減策も実施する。

子育て支援センターでは、子育ての不安や悩みの相談に対応するとともに、健

診や講座を通して子どもたちの成長の支援や両親教育インストラクターによる手づくりの参加体験型の子育て学習を行う。

その他、子育て支援事業の一環として、小・中学校で使用する副教材費相当額などを、町内で使用できる商品券で支給するなど、小・中学生を育てる家庭への経済的支援策なども実施する。

また、母子家庭や父子家庭における生活の安定と、健全な子育て環境づくりを促すため、家庭環境に応じた生活支援に努めるとともに、関係機関の連携による相談体制や日常生活を援助する施策などの充実を図る。

[具体的な事業]

- ①子どもの保育形態にかかる新たな保育ニーズや安全・衛生面に配慮し、必要な施設や設備などについて、計画的な更新・整備を進める。
- ②多様化する保育ニーズの把握に努め、保育内容の充実を図るとともに、高齢者や地域との交流、自然環境を生かした健全育成に努めるなど、人間性豊かな幼児の育成を図る。
- ③家庭や地域が良好な子育ての場として機能するよう、子育て支援センターの活動支援や、児童公園等安心して子育てができる環境整備などとともに、住民参加による地域組織の育成、子育て世代のニーズに応じた施策を図る。また、子育て支援に関する施策を、行政・保育園・地域などの連携によって計画的に進めるとともに、情報提供や相談・指導体制の充実を図る。さらに妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対応して総合的相談支援を提供する子育て世代包括支援センターの活用と、より専門的な機能を持つ子ども家庭総合支援拠点を設置し、地域における子育て支援の充実を図る。
- ④民生委員児童委員や母子相談員などとの連携を強化し、母子・父子家庭の生活実態の把握に努め、諸制度の活用促進や生活相談・援助活動の充実を図る。
- ⑤出生祝金制度によって、出産時に要する多額の経済的負担を軽減する。
- ⑥保育園保育料の軽減策を実施し、子育て家庭の経済的負担を軽減する。
- ⑦乳幼児や高校生等医療費の軽減策を実施し、子育て家庭の経済的負担を軽減する。
- ⑧小・中学校の副教材費相当を地域商品券などで支給し、子育て家庭の経済的負担を軽減する。
- ⑨保育園の規模適正化の推進に伴い、通園距離が伸びた園児に対し、通園バスなどを運行するほか、必要に応じて統合後の保育園の整備を行う。
- ⑩地元地域づくり協議会などと協議を行いながら、空き園舎などに企業誘致を行うなどの利活用推進を図り、地域の活性化につなげる。
- ⑪妊娠から出産、子育てまで一環して専門的な相談、調査、訪問などを通じて虐待の未然防止と子どもの健全育成を担う子ども家庭総合支援拠点の設置を進める。

イ、高齢者福祉

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、団塊の世代が 75 歳以上となる

令和7年を見据え、さらにその先を展望すると団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいや役割を持ち、自立した日常生活を人生の最期まで続けることができるよう、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を医療関係職種や介護関係職種と連携を図り、地域で支えあう「地域共生社会」の実現を目指している。

[具体的な事業]

- ①介護などの支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域のなかで、自らの生活環境や健康状態などに見合った、居宅及び施設サービスを受けることができるよう、介護保険サービス提供量の確保を図るとともに、介護支援専門員など高齢者の保健・福祉を担う人材の確保・養成に努める。
- ②町民一人ひとりの健康づくりは、町民自身が自主的・積極的に進めていくことが必要である。町民の自助努力と共に、いきいき百歳体操や健康教室、講演会の実施など、地域での心と身体の健康づくりに取り組み、個々の状況に応じた健康の管理・維持・増進を支援するための各種サービスの充実とマンパワーなど提供体制の確保を図る。
- ③高齢者の置かれている個々の状況把握や住民同士の連帯感を育むため、高年クラブなどの日常的な福祉活動を継続的に支援し、緊急時や災害時には迅速かつ的確に対応できる基盤づくりにつなげる。さらに、小中高校生や青年層、成人層といった幅広い住民を対象に集落間での交流など、より多くの住民との交流と活発な活動を促進する。
- ④シルバー人材センターの充実や就業に関する情報提供などで高齢者の就業機会の拡充を図る。また、生涯学習の充実、趣味やスポーツ活動、ボランティア活動の促進とともに、高年クラブ活動への支援や世代間交流の促進などで、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進する。
- ⑤高齢者の状態に応じた効率的かつ適正なサービスが行えるよう、緊急通報システムの運営のほか、養護老人ホーム朝霧園や佐用町保健センターなどの施設の活用や充実に努めるとともに、ボランティア団体・NPO法人などの育成支援に努める。
- ⑥住民のライフステージ全般において、健康の保持・増進を支える、様々な保健事業の計画的な実施に努める。
- ⑦広報活動や健康教育、健康相談などを通じ、住民の正しい健康意識の高揚を図るとともに、地域での自主的な健康づくり活動の支援に努める。
- ⑧保健事業を効率的・効果的に実施するため、佐用町保健センターなどの拠点施設の整備及び機能充実に努め、有効活用を図るとともに、高齢者のフレイル予防、重度化予防、介護予防に重点を置いた保険事業と介護予防の一体的な実施に向けて取り組むよう努める。また、住民にとって利用しやすいサービス提供体制を目指し、各地域のコミュニティ施設などでの事業実施や必要な整備の充実についても検討する。

- ⑨自立支援、介護予防、重度化防止の取り組みとして、高齢者がふれあい・支えあう「通いの場」となるよう、いきいき百歳体操及び頭と体の健康教室を町内全域に推進する。さらに、「通いの場」が地域における医師や歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職など幅広い医療専門職と連携を図りながら地域全体での介護予防・生活支援体制の構築に努める。
- ⑩住民の健康の保持・増進及び疾病の予防・早期発見のため、広報誌やケーブルテレビなどを活用したPRに努め、健康診査やがん検診の受診率の向上を図るとともに、健診内容の充実や事後指導の徹底など、効果的な予防事業の推進に努める。さらに、住民組織との連携を図り、地域における食生活改善運動などへの支援に努める。
- ⑪在宅の要介護者や療養者に対し、医療機関や施設との連携による情報交換を促進し、健康状態に応じた適切なサービスが提供できる体制を整える。
- ⑫地域での医療・介護の関係機関が連携し、多様な協働によって在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築する。また、住民の健康情報を一元的に管理し、事業への活用を図るなど、全町での総合的な健康づくりシステムの確立を図る。
- ⑬地域包括支援センターが中心となり、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を継続できるよう「地域包括ケアシステム」の構築に努める。
- ⑭地域の実情に応じて、多様な主体が参画して連携を図るとともに、地域で元気な高齢者が訪問・声かけ・見守りを行うといった地域の支えあいの体制づくりを推進し、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を行うことを目指す。

ウ、障がい者（児）福祉

障がい者（児）の生活実態や行政へのニーズ把握に努めるとともに、関連する各分野の役割分担や関係機関との連携のもと、障がい者（児）の自立支援を目的とした在宅サービスや、保健・医療対策の充実による日常生活への復帰、さらに、雇用機関の確保や生活基盤の整備などによって、障がい者（児）の地域社会への参加促進のための条件整備に努める。

[具体的な事業]

- ①障がい者（児）が住み慣れた地域や家庭で暮らすことができるよう、障がい者ホームヘルパーの派遣など、生活実態やニーズにあった在宅福祉サービスの充実に努める。
- ②障がいの早期発見や原因となる疾病の予防のため、医療機関との連携を図り、健診内容の充実や受診率の向上に努めるとともに、適切な療育の実施のため、障がい者施設の円滑な運営を支援する。
- ③関係機関や施設・家庭の連携、障がい者（児）相互の交流促進、手当・助成などの諸制度の充実、公共施設や道路などのバリアフリー化への整備など、障がい者（児）の自立した生活の実現に必要となる、様々な分野での条件整備や環境づくりを促進する。

- ④障がい者（児）の自立を促すための施策の展開にあたっては、保健・医療・福祉・教育・雇用・まちづくりなど、関連する分野の連携・調整を図るとともに、住民への意識啓発や活動への参加促進に努めるなど、地域ぐるみでの取り組みを推進する。

エ、地域福祉

ノーマライゼーションの理念のもと、高齢者や障がい者（児）をはじめ、だれもが家庭や地域社会のなかで共に暮らすことができるよう、福祉意識の啓発や住民参加による地域福祉活動の推進に努める。また、すべての人が健やかで生きがいのある生活を営めるよう、保健・医療・福祉の総合的な推進体制を構築するとともに、安全で快適に利用できる公共施設や道路などの生活基盤整備を推進する。

[具体的な事業]

- ①住民一人ひとりが、互いを支え合うコミュニティ形成を目指し、啓発活動を推進するとともに、教育機関・関連機関との連携による福祉学習や福祉体験の機会確保に努め、住民の福祉意識の高揚を図る。
- ②社会福祉協議会を支援するとともに、南光地域福祉センターを地域福祉活動の拠点施設として位置づけ、介護保険サービスからボランティア活動、地域福祉活動などを総合的にコーディネートできる体制づくりを行う。
- ③ボランティア活動の内容や参加方法、既存ボランティアグループの紹介など積極的な情報提供を行い、参加へのきっかけづくりや、ボランティア養成講座などによるボランティアの人材育成を図る。また、既存のボランティア連絡会の機能を強化するとともに、個人やグループボランティアの組織化や新たな活動の場の拡大といった総合的なコーディネートと、ボランティアや福祉活動に関するあらゆる情報の収集及び情報入手が行えるよう、ボランティアセンターの充実を図る。
- ④地域福祉の担い手として、民生委員児童委員や自治会などの活動を支援するとともに、ボランティア活動の啓発・育成や活動機会の確保に努め、住民参加による地域福祉コミュニティの形成を促す。
- ⑤兵庫県の「福祉のまちづくり条例」を踏まえ、高齢者や障がい者（児）をはじめ、だれもが地域で安心した生活を送ることができるよう、住環境及び生活環境、公共交通機関・公共施設の整備に努めるとともに、防災対策の推進を図る。
- ⑥地域包括支援センターを中心に在宅医療・介護連携、認知症施策を推進するほか、地域ケア会議の開催によって、生活支援サービスの体制整備などを行う。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育園整備・改修事業 空き園舎利活用整備事業	町 町	

(3) 高齢者福祉施設 老人ホームほか	高齢者福祉施設整備・改修事業	町	
(7) 市町村保健センター 及び母子保健センター	保健センター整備・改修事業	町	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	子育て支援センター運営事業	町	
	出生祝金	町	
	乳幼児・高校生等医療費助成事業	町	
	保育園保育料軽減事業	町	
	妊婦健康診査事業	町	
	乳幼児健康診査事業	町	
	通園バス運行事業	町	
	空き園舎利活用推進事業	町	
高齢者・障害者福祉	高齢者等住宅改造費助成事業	町	
	社会福祉協議会助成金	町	
	緊急通報システム運行事業	町	
	シルバー人材センター補助事業	町	
健康づくり	健康相談事業（訪問指導・健康チェックなど）	町	
	健康教育事業（各種健康教室・地区組織育成など）	町	
	予防接種委託事業	町	
	がん検診事業	町	
その他	福祉施設（保育園含む）の管理・修繕事業	町	
(9) その他	児童公園整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。（1.（8）のとおり）

また、「佐用町施設配置最適化計画」の中で、本項目に関係する施設の在り方について以下のとおり定めており、これと整合性を図りながら施設整備を行っていく。

① 児童福祉関連施設

- ・ 保育環境に影響が出るおそれのある設備は、早めの改修を進める。

②高齢者福祉関連施設

- ・地域の要望や必要性、利用状況を配慮し、長寿命化を図る。

③健康関連施設

- ・少子化や高齢化に対応し現在の体制維持に努める。また、地域の要望や必要性、利用状況を配慮し、長寿命化を図る。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

現在、佐用町内には、病院3、診療所12か所（うち歯科診療所5か所）があり、病床の総数は323床ある。診療科目については、産科はないものの、内科・外科・眼科・歯科・耳鼻咽喉科など主要科目があり、医療機関には比較的恵まれた地域となっている。また、入院から在宅生活への機能回復などを目的とする老人保健施設についても医療法人によって整備され、医療機関から在宅復帰への態勢もある。

一方、新型コロナウイルス等感染症対策については、町内の各医院で検査体制は整っているものの、感染者の入院受け入れ態勢までは整っておらず、町内医療機関との緊密な連携体制の確保と、環境整備に対する適切な支援を図る必要がある。

医療機関に遠い住民の受診や、治療機会の確保及び医療機関までの通院手段の確保のため、コミュニティバスの運行やタクシー運賃助成事業のほか、社会福祉協議会との連携のもと、さよさよサービスの運行を行っている。

救急体制については、西はりま消防組合佐用消防署による搬送体制は確立しているが、救急医療は在宅当番医制や病院群輪番制が実施されているのみで、高度医療機関による救急医療の実施は、姫路市内などの医療機関に依存している状況にある。今後は、さらに地域に密着した医療サービス提供体制の確立を目指し、町と医療機関の連携の強化及び広域的な医療ネットワークの構築などで、健康で安心して暮らせる環境づくりやシステムづくりが重要となっている。

表 医療施設数推移

区分	総数		病院		有床診療所		無床診療所	歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数		
昭和62年	15	341	3	321	3	20	9	5
平成4年	15	378	3	358	2	20	10	6
平成12年	18	355	3	350	2	5	13	6
平成16年	17	370	4	370	0	0	13	7
平成20年	20	362	4	362	0	0	16	6
平成27年	18	368	4	368	0	0	14	6
令和元年	15	368	3	323	0	0	12	5

資料/佐用町

表 医療従事者数・薬局数推移

(単位/人・数)

区分	医師数	人口千人当り医師数	歯科医師数	人口千人当り歯科医師数	薬局数
昭和56年	15	1.2	9	0.4	6
平成4年	33	1.4	10	0.4	6
平成10年	34	1.4	10	0.4	7
平成16年	31	1.4	11	0.5	10

平成 20 年	24	1.1	12	0.6	10
平成 24 年	23	1.2	12	0.6	11
令和元年	21	1.3	12	0.7	11

資料/兵庫県市町村別主要統計指標

(2) その対策

疾病の治療や日常の健康管理を促すため、住民の受診機会の確保に努める。また、地域に密着した医療体制の確立を目指し、医療サービスの充実を促すとともに、近隣市町や関係機関との連携を図った医療ネットワークの構築を推進する。

[具体的な方策]

- ①受診や治療機会の不足しがちな周辺地域において、訪問医療の実施や通院手段の確保に努め、「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」を持つことの必要性の啓発など、住民の日常の健康管理や疾病の治療を支えるきめ細やかな医療サービスの充実を図る。
- ②福祉サービスや保健事業の実施にあたっては、医療機関との連携によって、医師や看護師・理学療法士などのマンパワーの確保に努める。
- ③地域包括支援センターや佐用町保健センター、訪問看護ステーションとの連携・調整を図り、サービス提供やマンパワー確保における連携、利用者情報の適切な活用に努め、退院後の在宅医療への不安が原因となる医療機関への長期入院者数の低減を図る。
- ④町内の医療機関や町外の専門医療機関の連携を促し、救急医療を含め、機能に応じた役割分担による地域医療ネットワークの構築を推進する。また、西はりま消防組合佐用消防署においては、高規格救急車の整備促進や救急救命士の養成を継続するなど、救急体制の一層の充実に努める。
- ⑤佐用町保健センターを中心とした住民への健康づくり意識の啓発や自主的な健康づくり活動の支援によって、疾病の予防や医療機関への適切な受診を促し、医療費の低減と保険給付の適正化を図り、町国民健康保険の健全な運営を目指す。
- ⑥休日などの緊急患者対策として在宅当番医制運営事業や病院群輪番制病院運営事業を継続して実施する。
- ⑦不育症治療や不妊治療を受ける夫婦に対し、治療費用を支援する。
- ⑧姫路救命救急センターの支援を行い、地域医療の充実を図る。
- ⑨新型コロナウイルス等感染症対策として、町内外の医療機関と連携を密にし感染者の治療を優先して行う他、感染症予防・拡大防止を行う。また、医療機関に対して環境整備に係る支援を行う。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	歯科保健センター運営事業 在宅当番医制運営事業 病院群輪番制病院運営事業 救急医療等確保対策助成事業 診療施設の管理・修繕事業 不妊治療支援事業 不育症治療費助成事業 感染症対策事業	町 町 町 町 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。(1.(8)のとおり)

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア、生涯学習社会の実現

自由時間の増大や高齢化の進行をはじめ、変化する社会状況のなか、生涯を通じた学習活動にも人間形成や人権意識の醸成などが求められる時代を迎え、それに伴い住民の学習意欲も多様化・高度化しつつある。そのため、生涯学習を「幼児教育・学校教育・社会教育・文化活動・スポーツなど、様々な機会のなかで行う学習活動であり、生涯にわたる自己学習や自己啓発の場」と位置づけ、住民意識の高揚を図るとともに、住民のライフステージにおける「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことのできる環境や条件の整備のほか、人権課題や今日的な課題を学ぶ場づくりと、学んだことを地域づくりなどに生かすことができる施策が必要である。また、生涯学習に関わる活動・施策などを体系的に構築するとともに、多様化した住民ニーズと社会状況に即応した柔軟な体制の確立が必要である。さらには、既存施設を活用した生涯学習の推進に必要な情報の集積及び施設間のネットワークの構築が求められている。

また、男女共同参画社会づくりの理念にたち、女性があらゆる意思決定の場に参画できるよう、住民、行政ともに意識の醸成を図る必要がある。

イ、幼児教育

核家族化の進行や少子化など、幼児を取り巻く社会環境は大きく変化している。

令和2年4月現在、佐用町には私立幼稚園が1か所、町立の保育園が5か所あり、また、町外保育所などへの委託も合わせると、4・5歳児の全員が幼稚園あるいは保育園などのいずれかに通っている。

表 保育園・幼稚園・小学校・中学校概況 (単位：人)

区 分	昭和60年	平成5年	平成11年	平成17年	平成21年	平成25年	平成27年	平成29年	令和2年
保育園	園数	12	12	12	12	12	7	6	5
	園児	746	637	566	508	436	388	351	329
	保育士	40	39	45	40	37	36	36	36
幼稚園	園数	1	1	1	1	1	1	1	1
	児童	91	58	44	54	35	23	29	29
	教員	3	3	3	5	3	4	4	5
小学校	学校	13	13	10	10	10	10	6	4
	児童	2,109	1,748	1,433	1,177	987	819	768	623
	教員	134	153	124	125	123	132	101	63
中学校	学校	5	5	5	5	5	5	4	4
	生徒	977	969	800	628	584	494	442	355
	教員	69	71	67	65	73	77	68	61

資料/兵庫県市町別主要統計指標 (平成25年以降は佐用町資料)

就園児童の減少と保護者のニーズをくみ取り、幼稚園と保育園が相互の役割を十分に果たせるよう、連携・調整を図る必要がある。また、学校教育との一貫性

と規模の適正化を図るため、町ではこれまで保育園の規模適正化を実施し、12園から5園に統合するなど、幼児就学前教育の充実を図ってきた。

近年、子育てを相談できる人が身近にいないなど、子育てに不安や孤立を感じる母親が増えている状況がみられるため、子育て支援センターにおいて、インストラクターによる子育てに関する相談や各種学習サークルの育成など、若い母親や子どもたちの交流の場として様々な事業を実施している。

一方、保育園などを中心に、未就学児全体を視野にいたし、子育てに関する情報提供や相談体制の確立も重要である。

今後、家庭や保育園をはじめ、関係機関との連携を図り、地域ぐるみで幼児教育の推進に努める必要がある。

ウ、学校教育

令和2年4月現在、佐用町の小学校児童数は623名、中学校生徒数は345名であり、児童・生徒数とも急激な減少傾向にある。その影響によって複式学級の増加が懸念されるなか、町ではこれまで学校規模適正化に取り組み、令和2年度から小学校は目標とする1地域1小学校となった。中学校は、平成26年度末で三土中学校が閉校となり町内4中学校となったことから、1地域1小・中学校の特性を生かした連携教育の強化に努めている。しかし、少子化が進むなかで、中学校の規模適正化についても今後検討していく必要がある。また、中高生については、近隣圏域の他市町に通学する生徒も比較的多く、これが若者の人口流出につながり、地域活力の低下をもたらすことが懸念される場所である。

学校施設については、校舎の耐震化に続いて全ての教室に空調設備を完備した。しかし、施設の老朽化は進み、年々修繕箇所が増えている。一方、令和2年度にはGIGAスクール構想により、校舎内の高速通信ネットワーク整備と1人1台のタブレットの導入が完了した。今後、これらICTを活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育活動が必要である。

令和2年3月には、第3期佐用町教育振興基本計画を策定し、以降5年間の教育のあり方の方向性を示した。

学習面では、基礎学力の充実とともに、「生きる力」を育む教育の充実を目指し、地域住民を招いての体験学習や地域で芸術や文化・スポーツなどに活躍している人を講師として招き、地域の力を生かした教育を各学校が創意を凝らした内容で実践している。平成10年度から実施してきた、地域社会で中学生が体験活動を行う「トライやる・ウィーク」も地域の支援をいただき、充実に努めている。

また、令和2年度からの新学習指導要領による教育課程に基づき、「生きる力」を育むという理念のもと、児童・生徒の知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成のため、指導者としての資質向上のための研修を実施し、学校・家庭・地域の一層の連携による児童・生徒の教育活動に努めている。

近年、いじめや不登校などの社会問題や災害などによる心のケアに対応するため、スクールカウンセラーを学校などに配置している。また、適応指導教室を設置し、特に不登校傾向などの児童・生徒の通級を促し、社会性の育成に努めている。

る。

特別支援教育については、インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのある者とない者共に学ぶ仕組みづくりや、個人に必要な「合理的配慮」の提供などが必要とされている。そのような中、特別支援学級の設備や教材など、個々の状態に応じた教育内容の充実を図る必要がある。

その他、給食費や副教材費など、学校教育現場での経済的負担を軽減し、子育て支援とともに教育環境の整備も推進する必要がある。

エ、社会教育

本町の社会教育の活動拠点としては、さよう文化情報センターを拠点に支所3か所のほか地区のセンターなどが設置されている。事業内容としては、生涯学習課を中心に様々な分野での講座などを実施しており、今後も住民ニーズへの対応や実施内容の充実に努める必要がある。

また、さよう文化情報センターに併設の町立図書館は、「町民と共に歩む図書館」「町民の暮らしに役立つ図書館」を目指し、子育て支援センター、保育園、幼稚園、小・中学校との連携や町民参加の図書館運営をしながらサービスの輪を広げている。

青少年の健全育成においては、町青少年育成センターを設置し、関係機関と連携をとりながら、巡回補導活動、相談活動、環境浄化活動などを積極的に取り組んでいる。また、青少年を育成・保護する関係機関の連携を推進し、全町的な取り組みへとつながるよう支援している。

(2) その対策

ア、生涯学習社会の実現

住民のライフステージでの様々な学習活動を促すため、啓発活動の充実を図るとともに、生涯学習施設や体育施設、文化振興施設の整備・充実や、学習情報の集積、活用のためのネットワークづくりに努める。

[具体的な事業]

- ①住民のライフステージでの様々な学習・体育活動を促すため、各種事業を実施するほか、生涯学習拠点施設や体育施設・文化振興施設の改修・整備、及び機能充実を図り、住民の利用しやすい管理・運営体制の確立を図る。また、文化振興施設では多彩な芸術や文化にふれられるような事業の展開を図る。さらには、地域に開放されている学校体育館のほか、学校の空き教室などについても学校などと協議をし、生涯学習やコミュニティの場としての積極的な活用を図る。
- ②人権意識と、自ら学んだことを地域づくりなどに生かす住民意識の向上のほか、男女共同参画や多文化共生の意識醸成を図る。
- ③庁内における横断的な組織の連携や家庭・学校・地域のネットワークの構築で、それぞれの役割分担や相互の協力関係を明確化し、住民の多様なニーズと社会状況に即応できる推進体制の確立を目指す。

- ④住民のニーズに応える学習情報の提供・収集を容易にするため、生涯学習に関する様々な情報の拠点施設への集積や、他市町及び関係機関・地域づくりセンターなどとの情報ネットワークづくりを推進する。
- ⑤生涯学習に対する住民意識の高揚を図り、自発的な学習活動への取り組みを促すため、PR活動の充実や、生涯学習に関連するイベントなどの実施を推進する。

イ、幼児教育

幼稚園や保育園における教育内容の充実に努めるとともに、子育て支援センターの充実や、家庭や地域との連携を図るなど、幼児教育推進のための環境整備に努める。

[具体的な事業]

- ①幼稚園及び保育園が相互の役割を十分に果たし、多様化する教育ニーズに対応できるよう、連携の強化を図るとともに、教育の一貫性の確保や職員の資質向上に努める。
- ②幼児を取り巻く地域環境や住民ニーズに対応し、保育園の整備や子育て支援センターの充実によって、家庭や関連施設・機関などとの連携を強化し、地域ぐるみでの幼児教育の推進に努める。

ウ、学校教育

児童・生徒が安心して心豊かな教育を受けられるよう、安心安全な学校施設の維持管理に努める一方、情報化・国際化などの新たな社会潮流に対応した施設・設備の充実に努める。

地域特性を生かした連携教育やICTを活用した新たな教育活動により、9年間を通じた系統性・連続性のある教育を進め、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育活動をめざすとともに、家庭や地域社会との連携を図った交流活動を促進するなど、自分たちが住む地域への理解や愛着を深めるための学校づくりを推進する。

また、学校規模適正化によって生じた空き校舎などに、企業を誘致するなどの利活用を引き続き進めていく。

[具体的な事業]

- ①学校施設の適正な維持管理と、長寿命化に向けた計画的な修繕等を実施する。
- ②ICTの効果的な活用を図るため、教職員の実践的な研修を開催するほか、通信環境やセキュリティー対策など環境面の整備充実を図る。
- ③地域特性を生かした保幼小や小中連携を初め、小小連携、中中連携など佐用町型連携教育を推進する。
- ④郷土学習や体験学習を通じて豊かな心を育成する。
- ⑤学習指導要領に基づき、児童・生徒の個々の能力や適性の伸長を図るとともに、社会生活や環境の変化に対応した教育内容の充実に努め、明日の佐用町を担う心身ともに健全な児童・生徒の育成を図る。また、教職員の町内外の交流や研

修などの実施を推進し、教職員の能力や資質の向上を図る。あわせて、地域の教材や学習環境、人材の活用による授業の創造など、開かれた学校づくりを推進していく。

- ⑥いじめや不登校の問題をはじめ、児童・生徒や保護者の様々な相談に対応できる教育相談体制の充実を図るとともに、学校と家庭の日常的な連絡体制の充実に努める。
- ⑦児童・生徒の健全な育成における家庭の役割を重視し、子育て支援センター活動やPTA活動への支援を図るなど、家庭の教育力向上のための支援体制の整備に努める。
- ⑧高齢者との共同作業や福祉施設への訪問、外国人教員や留学生との交流による多文化共生、国際理解、トライやる・ウィークなど、家庭や地域社会との連携を図った交流活動を促進する。
- ⑨特別支援教育の充実のため、新しい教育技法の研究・導入及び教育設備の充実を図り、障がいの程度に応じた、きめ細かな内容での教育の実施に努める。
- ⑩町全体を教育の環境・資源としてとらえた学社融合の視点に基づき、それぞれの教育資源を有効に活用するとともに、自然環境の保護や教育関連施設の整備・充実や学習の場の共有化を進め、学校教育と社会教育の調和を図る。
- ⑪第3期佐用町教育振興基本計画に基づき、少子化に伴う学校規模などについて調査・研究を行う。
- ⑫学校規模適正化に伴うスクールバス運行や通学支援の実施と、車両の計画的な更新を図る。
- ⑬小・中学生の食育の推進のため、給食センターでの地産地消に取り組むとともに、給食費や副教材費などの軽減を行い、子育て家庭の経済的な負担を軽減する。
- ⑭地元地域づくり協議会などと協議を行いながら、空き校舎などに企業誘致を行うなどの利活用推進を図り、地域の活性化につなげる。

エ、社会教育

社会教育事業の内容充実や施設整備など、社会教育推進のための条件整備に努め、住民の学習機会の拡充を図る。図書館機能の整備については、「さよう文化情報センター」に整備した町立図書館を中心として、更に良好な図書環境づくりを目指す。

また、青少年の健全育成のために、町青少年育成センターの充実とともに、地域に根ざした活動の推進を図っていく。

[具体的な事業]

- ①地域づくりセンターなどを住民に身近な活動拠点の核として位置づけ、地域の特性に合わせた活動が行えるよう整備・充実に努める。また、学習情報の有効な活用を図るため、各センターとのネットワーク構築と連携に努める。
- ②町立図書館及び図書室の充実に努め、「いつでも、どこでも、だれでも」利用

できる図書館として機能できるよう、図書館の改修（備品・システム）を行い、住民の読書ニーズに応える良好な図書環境づくりを目指す。あわせて、学校図書館などとのネットワークを構築する。

- ③住民のニーズに即応した講座や教室の積極的な開催に努めるとともに、住民のライフステージや様々なライフスタイルに対応した学習機会の拡充に努める。
- ④住民の学習ニーズの増大に対応するため、学校・地域・企業などと連携を図りながら、住民が自主的に参加・運営する学習団体への育成・支援に努める。さらに、地域での自主的な活動に対して指導・助言を行うリーダーの育成や、貴重な技能や経験を持ち、様々な分野で活躍している人材の発掘に努める。
- ⑤町青少年育成センターは、社会状況の変化に対応した活動内容の充実及び体制の整備に努め、既存の団体や全町に広がる地域組織によって、地域に根ざした青少年の健全育成のための活動を推進する。
- ⑥青少年の健全育成及び地域コミュニティの形成、また、住民の体力向上や健康増進を目的に、社会体育活動を推進する。また、その拠点となる社会体育施設の整備を行う。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎ほか	学校教育施設整備・改修事業 学校デジタル関連整備事業 学校図書館ネットワーク事業 空き校舎利活用整備事業	町 町 町 町	
	スクールバス・ポート	小・中学校通学対策事業	町	
	(3) 集会施設・体育施設等 集会施設	西山会館改修事業 中安ふれあいセンター改修事業 文化振興施設改修事業 さよう文化情報センター改修事業 スターシャワーの森音楽堂改修事業	町 町 町 町 町	
	体育施設	上月体育館改修事業 町民体育館改修事業 上月グラウンド改修事業 南光スポーツ公園改修事業 町民グラウンド改修事業 いこいの広場改修事業	町 町 町 町 町 町	

	図書館	町民プール改修事業 図書館改修事業	町 町	
(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育		教育施設の管理・修繕事業 スクールバス運行・通学支援事業 小・中学校等副教材費支援事業 食育推進学校給食支援事業 空き校舎利活用推進事業 学校デジタル関連推進事業 学童保育事業	町 町 町 町 町 町 町	
生涯学習・スポー ツ		青少年健全育成事業 人権啓発事業 高齢者いきがい対策事業（高年大学 他） 生涯学習施設の管理・修繕事業 文化振興施設の管理・修繕事業 社会体育施設の管理・修繕事業 生涯学習社会実現事業（男女共同参画・多文化共生な ど）	町 町 町 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。（1.（8）のとおり）

また、「佐用町施設配置最適化計画」の中で、本項目に係る施設の在り方について以下のとおり定めており、これと整合性を図りながら施設整備を行っていく。

①小・中学校関連施設

○学校

- ・今後も児童生徒数の減少が見込まれることから、規模適正化などの検討を進める。
- ・施設の長寿命化を図るため、計画的に改修などを行う。

○学童、その他の教育施設

- ・施設の長寿命化を図るため、計画的に改修などを行う。

②スポーツ関連施設

- ・周辺施設の用途と利用状況などの必要性を考慮しながら施設の維持管理や複合化を図る
- ・地域の要望や必要性、利用状況を配慮し、長寿命化を図る

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は、基礎自治会として、令和2年4月時点で131の自治会で構成されており、それぞれに特色のある自治会活動を展開しているところである。活動の内容は、集落維持活動に加え、伝統文化活動から防災・福祉など地域課題の取り組みまで幅広く展開されている。

しかし、近年、生活スタイルの変化や少子高齢化などにより、人と人との関係性が希薄になる傾向があり、安全で安心して暮らすことができる生活環境や地域コミュニティ自体の維持が困難となる自治会も出てきている。

このような状況の中、弱体化する自治会を補完する役割を持つ新たな地域自治組織として、平成18年4月、町内全域の13地区に「地域づくり協議会」が設置され、ひとつの自治会ではできないこと、また広域的に実施するほうがよいことなどを行っている。地域づくり協議会には、多くの自治会が抱える課題や自治会長の悩みなどを共有し、情報交換や勉強会を行うなど、自治会同士の連携を推進する役割もある。

住民の参画と協働をまちづくりの基本とする本町では、地域福祉や生涯学習・環境美化・自主防災活動などにおいて、地域コミュニティの果たす役割は重要であり、保健・福祉・生涯学習・消防防災など、町の様々な施策との連携や参加の促進に努め、まちづくりや人づくりの基礎としてのコミュニティ活動を一層推進する必要がある。

今後は、住民の価値観や生活・行動様式の多様化に対応した、新しい時代のコミュニティ活動の促進を目指し、住民の積極的な参加による新たな枠組みづくり、高齢者が生きがいをもって安全で安心した生活を創造できる豊かな地域空間の整備を図る必要がある。

さらに、住民の積極的なコミュニティ活動を推進するための基盤整備として、集会所などのコミュニティセンター機能の整備・充実、また、IT化などを推進することも重要である。

(2) その対策

地域コミュニティの育成と活動の活性化を図るため、創意と工夫を凝らした自主的で特色ある地域づくりを進める。そのために、自治会や地域づくり協議会を中心に行政機関と連携した自主的な地域づくりを行う。

また、生涯学習や地域福祉・自主防災など、地域におけるコミュニティの役割や行政との協働・連携体制の確立など、活性化のための環境づくりを進めるとともに、活動の拠点となる集会所などの整備・充実に努める。

さらに、集落維持のために自治会間において相互協力が進められている中、複数の自治会で構成される地域づくり協議会を軸に、情報共有や連携・協力の推進を図るとともに、自治会の統合に向けて協議をする自治会や、統合した自治会に対し支援を行う。

[具体的な事業]

- ①自治会や地域づくり協議会の活動を維持・継続させるとともに、「地域おこし協力隊」などの外部人材を活用し、関係人口の増加を図るとともに、地域の様々な資源を活用した地域活性化を促進する。
- ②豊かな自然環境のなかで、都市部では得ることのできない魅力ある住宅や団地などの整備や生活基盤の整備を引き続き推進する。
- ③相互扶助など自治会機能の顕著な低下に対し、広い範囲での自治会機能の再構築を図るとともに、行政による支援を行う。また、自治会活動の活性化と自治会組織の健全な発展のため、統合を検討している自治会や、統合を行った自治会に対し支援を行う。
- ④地域コミュニティ活動における担い手の育成のため、勉強会や視察研修などの実施に加え、変わっていく地域の状況やトレンドに対応した活動を行える人材の育成を支援する。また、幼少期から地域への愛着と誇りを育むための地域活動などの取り組みを支援する。
- ⑤生涯学習や地域福祉・自主防災など、地域活動を通じた住民相互の新たな連帯感の育成と、活動への参加意欲の高揚を図るとともに、その拠点となる集会所やコミュニティ広場の設置などに対し支援を行う。また、情報化社会におけるインフラ整備やITの活用などについても情報提供を含めた支援を行う。
- ⑥コミュニティ活動の活性化を促すための情報提供体制の確立と、活動における相談機能の充実に努める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	自主防災組織の充実と育成事業 地域づくり推進事業 まちづくり推進事業 自治会集会所施設整備事業助成 自治会コミュニティ広場設置事業助成 自治会統合補助事業	町 町 町 町 町 町	
	(3) その他	地域づくり拠点施設整備・改修事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。(1.(8)のとおり)

また、「佐用町施設配置最適化計画」の中で、本項目に関係する施設の在り方について以下のとおり定めており、これと整合性を図りながら施設整備を行っていく。

①地域交流関連施設

人口減少の進展具合や地域の実情を考慮したうえで、適正な規模・内容の長寿命化対策や改修などを継続して行っていく必要がある。

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア、文化・芸術

町内では、文化センターや文化会館などを中心に美術や工芸・文芸をはじめ、多くの文化サークルが活動しており、こうした活動の発表の場である文化祭も毎年開催され、積極的な住民参加のもと、文化的なまちづくりへの取り組みが定着している。

今後は、こうした取り組みを継続することで、町の特色ある文化・芸術活動の一層の充実を図る必要がある。

また、佐用町には、国指定重要文化財である北条時頼座像をはじめ、県や町の指定を受けた貴重な文化財が数多くあるとともに、古代を物語る埋蔵文化財も多数発掘されるなど、豊かな歴史を誇っている。

しかし、町内の文化財の大半は住民に十分認知されておらず、時代の経過とともに破損・散逸する恐れもある。そのため、町内の恵まれた自然や歴史的・文化的な遺産について、後世へ残すための施策と、未だ解明されていない歴史研究の推進が必要である。

さらに平成 29 年に国史跡に指定された利神城跡は、石垣の老朽化が進む中、それらの保存と整備・活用が重要な課題となっている。

その他、本町に伝わる伝統芸能については、担い手不足などによって失われていく懸念のあるものも多く、今後も伝統芸能や生活文化に関する住民への意識啓蒙を図り、町の貴重な財産として後世に伝えていく必要がある。

イ、レクリエーション・スポーツ

余暇時間の増大や人々の健康への関心の高まりを背景に、スポーツや野外でのレクリエーション活動に参加する人は増え、ニュースポーツの普及や初心者向けの教室、各種大会などを開催している。

スポーツ施設としては、上月体育館や南光スポーツ公園、ふれあい町民プールなど、本格的なスポーツ競技が可能な施設があり、施設の有効活用に取り組む必要があるが、参加が住民の一部に限られる傾向にある。今後は、住民がそれぞれのライフステージや体力などに応じて気軽にスポーツを楽しめるよう、スポーツ推進委員や地域のスポーツ指導者を中心に、指導者の確保・育成に努める必要がある。

また、町内には、豊かな自然環境を生かしたレクリエーション施設として笹ヶ丘公園や南光自然観察村などがあり、家族連れや青少年、若者らに利用されている。また、大撫山頂には県立大学西はりま天文台があり、県下小学校の自然学校や天文愛好者らを中心に年間約 5 万 8 千人の来訪者がある。

今後は、さらに継続的な整備を推進するとともに、老朽化に対応した整備や施設の有効な活用について検討する必要がある。

(2) その対策

ア、文化・芸術

住民の主体的な参加によって、町に残る貴重な文化財や伝統芸能・生活文化の保存・伝承に努めるとともに、生涯学習やコミュニティ形成への活用を図る。また、継続的に取り組んでいる文化事業について、内容の充実を図るとともに、新たな文化を生み出す環境づくりや個性豊かな地域づくりに努める。

[具体的な事業]

- ①地域資源の活用や町内・他地域との交流の促進などによって、佐用町の特色ある文化・芸術活動の振興を図る。
- ②地域住民や関係機関などの協力のもと、住民主体による創造的な文化・芸術活動の推進、優れた文化・芸術に親しむ機会の創出に努める。
- ③さよう文化祭の開催のほか自主的な発表会や作品展の開催支援によって、文化・芸術に関するサークル活動や地域での自主的な文化・芸術振興活動への支援に努める。さらに、佐用町の風土や文化を町の情報として他地域に発信する方策についても検討する。また、関連する分野との連携を図り、文化・芸術活動を推進する指導者の確保・育成に努める。
- ④町内に残る地域資料や文化財を安全に保存し活用できる施設の整備を図るとともに、調査研究及び住民へのPR活動を推進し、生涯学習や観光資源として活用を図る。また、町内には、国指定史跡である利神城のほか三日月陣屋跡、織田と毛利の争奪戦が繰り広げられた上月城、佐用町最大の円墳である上月古墳、平福の城下町から発展した宿場町平福の町並みなどをはじめとして、数多くの歴史的な資産が残っている。これらの歴史的、文化的資産は町が有する貴重な地域資源であり、これらの調査・保存に努めるとともに、その独自性に改めて着目し、これを内外に積極的にPRすることによって、町の魅力向上や地域振興、観光施策として有効に活用していく。そのために、周辺環境も含めた地域資源の総合的・一体的な整備・保存を行っていく。また、平福郷土館や上月歴史資料館、三日月藩乃井野陣屋館は、施設や設備及び展示内容の見直しや充実を図る。
- ⑤本町に伝わる伝統芸能や生活文化は、文化資源としての保存・伝承に向けて積極的な支援に努めるとともに、住民への意識啓発を図る。

イ、レクリエーション・スポーツ

住民がそれぞれのライフステージで、気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができる基盤整備や相談体制の充実などに努める。

[具体的な事業]

- ①住民の地域スポーツ活動を支える身近な拠点施設として、体育館など施設の有効な活用を図る。
- ②各種スポーツについては、初心者向けの教室開催や指導者の確保・育成、大会やイベントなどの積極的な開催や支援に努め、多くの住民が気軽にスポーツに

親しむ環境づくりを進める。

- ③県立大学西はりま天文台の口径2m望遠鏡を生かし、既存の町内宿泊施設などの有効的な活用を図り、滞在交流の拠点づくりを推進する。
- ④住民主体のスポーツ・レクリエーション活動の振興のため、関連する団体の育成や活動への積極的な支援とともに、指導者の確保・育成に努める。
- ⑤スポーツやレクリエーションに関し、技術・指導面や安全面について、住民からの相談に対応できる体制の整備や講習会の開催に努める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	スポーツ活動振興事業 文化芸術活動振興事業	町 町	
	(3) その他	平福町並み保存事業 平福地域総合整備事業 利神城跡等調査研究・整備保存事業 上月城跡等調査研究・整備保存事業 上月古墳等調査研究・整備保存事業 三日月陣屋跡等調査研究・整備保存事業 地域資料・文化財等保存活用事業	町 町 町 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。(1.(8)のとおり)

また、「佐用町施設配置最適化計画」の中で、本項目に関係する施設の在り方について以下のとおり定めており、これと整合性を図りながら施設整備を行っていく。

①文化・歴史関連施設

- ・周辺施設の用途と利用状況などの必要性を考慮しながら適切な規模、内容等維持管理を検討。
- ・地域の要望や必要性、利用状況を配慮し、長寿命化を図る。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

私たちの暮らしに最も身近なエネルギー源である石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料は、限りがあるエネルギー資源である。また、わが国におけるエネルギーの供給のうち、化石燃料がその8割を占めており、そのほとんどを海外に依存している現状にある。

一方、近年、新興国の経済発展などを背景として、世界的にエネルギーの需要が増大しており、また、化石燃料の市場価格が乱高下するなど、エネルギー市場が不安定化している。加えて、化石燃料の利用に伴って発生する温室効果ガスを削減することが、極めて重要な課題となっている。

このような状況の中、全国的に、資源の枯渇のおそれが少なく環境への負荷が少ない太陽光やバイオマスなどに代表される再生可能エネルギー利活用の推進が図られている。佐用町でも町有地を活用した小規模な太陽光発電施設に加えて、民間企業と共同で平成26年に「佐用・IDEC 申山太陽光発電所」を、令和元年に「佐用・IDEC 秀谷太陽光発電所」のメガソーラー施設を建設し、再生エネルギーの普及を図るとともに自主財源の確保に取り組んできた。今後、施設の安定稼働とともに、住民と行政が連携する中で、再生可能エネルギー利活用の推進とともに、その重要性を広く住民に浸透させていく必要がある。

(2) その対策

再生可能エネルギーの重要性を広く住民に普及するために、啓発活動を行うとともに、各家庭レベルでの再生可能エネルギーの普及・推進を図る。

[具体的な事業]

- ①町有地を活用した小規模な太陽光発電施設や、周辺の公共施設などで、再生可能エネルギーを学ぶことができる取り組みを推進する。小規模な太陽光発電施設で発電した電力は余剰を売電する。
- ②安定的なメガソーラー施設の運営により、再生可能エネルギーの普及・推進を図るとともに、自主財源の確保に努める。
- ③各家庭での再生可能エネルギーの普及・推進を図る。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー推進・普及事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。(1.(8)のとおり)

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア、住民と協働のまちづくり

佐用町は、自然環境と生活環境がほどよく調和した、美しく豊かな町である。

しかし、進む少子高齢化とともに、科学技術の進化や急速な国際化など、社会の変化に対応し、さらに特徴のある風土を生かした、快適で住みよい生活空間を創出し、未来につなぐまちづくりを考えることが大切である。こうしたまちづくりを進めていくためには、佐用町の現状を見つめ、目標とする確かなコンセプト（理念）を住民みんなが共有する必要がある。

そのためには、地域にある長所を生かし育むこと、また、欠点と弱点を補完し、それを長所に変えていくことが重要である。

こうしたまちづくりを全町的な取り組みにしていくうえで、基本理念を「①自然と歴史・文化を育み未来につなぐまち」「②協働で夢と希望をつくるまち」「③温かい絆と一人ひとりを大切にすまち」と設定しており、住民と行政の協働を基本姿勢として、継続してまちづくりを推進する必要がある。

また、まちをつくる主人公は町民であるという地方自治の原則から、今後も継続して、具体的な実施計画づくりや事業化については町民参加のもとで、継続して推進していくことが重要である。

さらに、過疎化が進む本町のまちづくりで必要なものは、住民が安心して住むことができるといった生活の質的な向上とともに、住民自らがまちづくりに主体的に参画する意識である。そのため今後は、住民・NPO法人・企業・行政など地域が一体となった住民参加システムを構築し、様々な分野における住民と行政の協働体制をさらに推進しなければならない。

イ、行財政運営の効率化と広域行政の推進

地方分権による自治体の財政基盤や自立性の強化を図るため、地方財政計画規模が抑制されるとともに、地方一般財源総額は依然として圧縮されたままである。

本町における財政状況は、全国他市町村と同様に、財源の多くを国や県からの交付金や補助金に依存している状況であり、地方交付税の削減は、特に人口規模の小さい町村ほど厳しい財政運営を迫られることが予想される。令和元年度決算にかかる歳入の内訳では、普通交付税を含む国や県への依存財源が7割以上に及んでいる一方、町の税収などによる自主財源は3割を下回っている。

今後さらに、地方交付税などの大きな減少が見込まれ、これまで以上に厳しい財政環境に対して、抜本的な財政安定化を図っていくことの重要性が高まっている。さらに今後、人口減少や少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少によって税収が減少し、基本的な行政サービスの提供にも支障が生じることが懸念される。このように、財政が極めて厳しい状況にあるなか、住民サービスの低下を招くことなく行政サービス水準の維持・向上をさせていくためには、行政経費の削減や税収確保を行いながら、より効率的な行政運営の確立と財政基盤の強化が

必要となっている。

高齢化や少子化の進行は、特に過疎地域である本町においては、医療費や福祉関係予算の増大を招き、地域の活力を減退させることにもつながりかねない。そのため、行財政全般にわたる見直しを進め、複雑化する行政事務と多様化する住民ニーズへの対応に努めるとともに、過疎対策事業にかかる財源確保が必要である。

さらには、住民の生活圏の拡大や大規模なプロジェクトの実施などによって、広域的な視点で、隣接する市町が共同で対応すべき行政課題が増えている。今後の地方分権の一層の進展によって、町単独での事業実施や事務処理・人材確保が困難となるケースが予測されるため、関係する近隣市町との連携を図り、施策の連携や役割分担を行うなど、行政の適切な広域化を推進する必要がある。一方、国が進める地方創生の一環である播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏などのほか、県境を含む様々な広域連携によって、広域的な課題への取り組みを通じ、都市部などへの人口一極集中の抑制を図る必要もある。

住民の多様な要求に応え、質の高いサービスを提供し、自立的な地域づくりを進めるため、市町の境界にとらわれない、広域的な発想での相互の機能の補完・連携に努める必要がある。

(2) その対策

ア、住民と協働のまちづくり

積極的な住民参加によるまちづくりの推進のため、住民に対し広報、研修会などの啓発活動を推進するとともに、息の長い地道なまちづくり活動を展開し、住民意識の高揚と地域の活性化を図る。

さらに、住民ニーズの把握に努めるとともに、参画システムの構築や参画機会の確保、さらに、参画を促すための情報の提供や公開を進めるなど、住民・NPO法人や企業、外部人材、行政など、地域が一体となって協働して取り組むまちづくりへの条件整備に努める。

[具体的な事業]

- ① アンケート調査や懇談会、パブリックコメントなど、様々な機会を通じて住民の意見を広聴し、行政施策への有効な反映に努めるとともに、積極的な意見やアイデアを日常的に収集できる手段や手法の導入を検討する。
- ② 町が実施する事業について、積極的な住民参画の機会を確保するとともに、住民団体や地域組織など、様々なコミュニティが取り組むまちづくり活動への支援や条件整備に努め、地域への愛着を深めるための参画の機会を広げる。
- ③ まちづくりの方向性や町政の現状を住民にわかりやすく伝えるため、広報誌や町公式ホームページ、ケーブルテレビ、SNSなどを活用した積極的な情報提供に努めるとともに、行政情報の公開の推進を図る。

イ、行財政運営の効率化と広域行政の推進

時代が要請する行政課題に的確に対処し、有効な施策を効率的に実施できるよ

う、行政機構の合理化を進めるとともに、より柔軟で的確な町政運営に努める。また、専門的・技術的能力や企画・調整力を高めるため、職員の資質向上や優れた人材の確保に努める。

さらに、効率的な行政の推進や今後の地方分権の進展に対応し、必要に応じて関係市町との協議に基づき、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業の推進のほか、県境の様々な広域連携の中で、時代にあった広域行政の推進を図る。

[具体的な事業]

- ①行政改革大綱に基づく行政事務の一層の合理化を進め、さらに、地方分権の一層の推進に対応できるよう、民間活力の積極的な活用も含め、事務事業の見直しを進める。
- ②行政サービスへのニーズが増大かつ高度化するなか、町政運営に必要な財源の確保に努めるとともに、行政支出の内容とそれによる効果を十分に精査・把握し、必要な施策に効果的な支出を行うよう、柔軟で的確な財政運営に努める。
- ③事務の省力化や迅速かつ正確な処理に努めるとともに、プライバシーの保護に留意しながら、様々な住民情報の適切な活用によって住民サービスの向上を図る。また、内部情報を活用した的確な財政予測によって、各事業の効果的で着実な推進に努める。
- ④広域圏で取り組む事業の円滑な推進に努めるとともに、今後の地方創生の推進に対応し、播磨圏域連携中枢都市圏や播磨科学公園都市圏域定住自立圏の圏域形成ほか、県境の様々な連携の中で、必要に応じた関係市町との協議による施策の連携や事務処理の共同化・役割分担など、広域圏での相互の機能の補完・連携を推進する。
- ⑤地域医療体制の確立や生活交通の確保、コミュニティの維持及び活性化など過疎地域自立促進に係る事業の円滑な推進のために基金を造成することによって、財源を確保する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(施設名)			
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		基金造成	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設の整備や維持・管理などについては、「佐用町公共施設等総合管理計画」に、基本的な考え方を定めており、本計画に基づいて行う公共施設の整備についても、これと整合性を図りながら実施していく。(1.(8)のとおり)

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業の効果が持続的であることの説明等）
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	移住・定住	若者定住支援事業	町	子育て世帯への住宅取得応援金や企業への就職奨励金を交付することで移住・定住を支援するものであり、事業効果は持続的なものである。
		田舎暮らし体験事業	町	町内の宿泊施設に滞在し、空き家や公共施設、観光地等を巡り、佐用を肌で体験していただくことで移住を促進するものであり、事業効果は持続的なものである。
	地域間交流	地域間交流事業	町	ふるさとづくり協議会に対する助成を行うことで、持続可能で活力ある地域づくり、個性的で魅力ある町おこしの実現を図ることを目的としているものであり、事業効果は持続的なものである。
		男女の出会い・サポート事業	町	えん結び支援員による婚活相談等を通じて、男女の出会いをサポートするもので、少子化対策にも通じるものであり、事業効果は持続的なものである。
2 産業の振興	第1次産業	獣害防止柵設置補助事業	町	農地への防護柵を設置することで、有害鳥獣による農地被害を経年にわたって抑制するものであり、事業効果は持続的なものである。
		有害鳥獣駆除活動事業	町	有害鳥獣捕獲・駆除活動を行う者に助成することにより、農作物及び植林木を有害鳥獣から守ることを目的とするものであり、事業効果は持続的なものである。
		町単独造林事業	町	公益的機能を発揮する健全な森林を育成するとともに、林業経営の安定と林業振興に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		森林整備地域活動支援事業	町	公益的機能を発揮する健全な森林を育成するとともに、林業経営の安定と林業振興に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		森林保全間伐促進事業	町	公益的機能を発揮する健全な森林を育成するとともに、林業経営の安定と林業振興に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		森林整備助成事業（住民参画型）	町	公益的機能を発揮する健全な森林を育成するとともに、林業経営の安定と林業振興に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		農業の担い手確保事業	町	農地の保全及び担い手の確保、大規模経営農家の育成につなげていくことを目指すもので、事業効果は持続的なものである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業の効果が持続的であることの説明等）
		リモートセンシング技術活用事業	町	森林の航空レーザー測量等を行うことで、森林資源量の調査及び森林境界の明確化を行うもので、事業効果は持続的なものである。
		農産物特産定着化対策事業	町	もち大豆、そば、ひまわりの栽培に対して助成を行うことで生産農家の担い手確保と町特産物の定着化を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		農業振興団体支援事業	町	町内で薬草やミツマタの研究・栽培等を行う団体に対して支援を行うことで、新たな地域資源の発掘と活用を図るもので、事業効果は持続的なものである。
		土づくりセンター運営事業	町	土づくりセンターの運営により、適切なふん尿処理と良質な堆肥の生産を推進するものであり、事業効果は持続的なものである。
		農産物加工販売施設等運営費	町	特産物の加工施設や直売所の運営を通して、地域経済の活性化と特産物の定着化、販売促進を図るものであり事業効果は持続的なものである。
		佐用高等学校育成連携事業	町	次代を担う人材育成と新たな農業経営の研究及び地域特産物を活かした商品開発に取り組むために、農業科学科や家政科と連携する事業であり、事業効果は持続的なものである。
		商用施設等運営費	町	町内商業施設等の運営を通して、地域経済の活性化と町民生活の向上を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
	商工業・第6 次産業化	商工業振興支援事業	町	商工会と連携し、町内商工業者の振興と安定を図り、地域経済の健全な発展に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		中小企業者創業支援事業	町	町内で新たに起業・創業する者を支援することにより、地域経済の振興と雇用機会の拡大、起業家の育成を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		中小企業者支援資金融資利子補給事業	町	町内商工業者の経営の安定化と投資機会の拡大を図ることで、地域経済の振興と健全な発展を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		新商品開発推進事業	町	商工会と連携し、新たな特産品開発を推進することで、地域産業の活性化と町の魅力向上を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		商工会助成金	町	商工会への支援を通じて、商工業者の振興と安定を図り、地域経済の健全な発展に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		ビジネスプランコンテスト開催事業	町	本事業は、新たな起業者の発掘と人材ネットワークの拡大及び地域経済の活性化を目的とするものであり、事業効果は持続的なものである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業の効果が持続的であることの説明等）
78	観光	笹ヶ丘荘繰出金	町	宿泊施設である笹ヶ丘への繰出を行うことで、経営の安定化と交流人口の増加を促進するものであり、事業効果は持続的なものである。
		集客支援事業	町	商工会等と連携し、町内の商工業者の集客を支援することで、地域経済の活性化や健全な発展に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		観光 PR 事業	町	町の観光資源の情報発信や PR 活動を行うことにより、交流人口や関係人口の増加のほか、関連産業の振興による地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		ひまわり祭事業	町	多くの観光客が訪れるひまわり祭りの開催を通じて、交流人口の増加と地域経済の活性化、町内外への広い PR 効果が期待され、その事業効果は持続的なものである。
		宿場町平福活性化事業	町	国史跡に指定された利神城跡のふもと宿場町平福の活性化を通じて、交流人口の増加と地域の賑わいづくりに資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		広域観光推進事業	町	兵庫県や近隣の市町村と連携し、一体的・広域的に観光施策を展開することで、観光振興の相乗効果を狙うものであり、事業効果は持続的なものである。
		観光協会補助金	町	観光振興の中核的な担い手である観光協会への補助を通して、交流人口や関係人口の増加のほか、関連産業の振興による地域経済の活性化を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		観光・レクリエーション施設の管理・修繕事業	町	本町の観光施設の管理・修繕を行うことで、利用者の利便性や満足度の向上を図り、交流人口の増加を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
	その他	未利用公共施設除却事業	町	未利用の公共施設のうち老朽化等により活用できない施設については除却し、跡地に企業誘致等を行うことにより民間投資の呼び水とするものであり、事業効果は持続的なものである。
3 地域における情報化	情報化	情報通信施設の管理・修繕事業	町	本町の情報通信施設の管理・修繕を行うことで、行政情報や防災情報・まちの情報を迅速かつ安定的に伝達することを図るものであり、事業効果は持続的なものである。
地域情報発信事業		町	本町の行政情報やまちの情報を町内外に広く PR することで、町の魅力向上と交流人口や関係人口の増加に繋がるものであり、事業効果は持続的なものである。	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業の効果が持続的であることの説明等）
		地図情報電算化（統合型 GIS）	町	町内全域の地形図データ作成し、農地・林地・税務・道路システム等との統合を図ることで、住民サービスの向上にも資するものであり、事業効果は持続的なものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	公共交通	J R 姫新線・智頭線利用促進事業	町	鉄道の利用促進をすることで、住民の交通便利性向上や交流人口の増加を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		路線バス維持確保対策事業	町	バス路線の安定的な運行を確保することで、交通弱者の解消や持続可能な生活基盤の維持・確保を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		さよさよサービス等運行助成事業	町	交通弱者の交通手段を確保することで、外出支援の拡大と持続可能な生活基盤の維持・確保を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		コミュニティバス運行事業	町	交通弱者の交通手段を確保することで、外出支援の拡大と持続可能な生活基盤の維持・確保を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		外出支援事業（タクシー運賃助成等）	町	交通弱者の交通手段を確保することで、外出支援の拡大と持続可能な生活基盤の維持・確保を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
	その他	町道の管理・修繕事業	町	町道の適切な管理と補修・修繕を行うことで道路を良好な状態に保ち、交通の安全性を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。
	農道・林道の管理・修繕事業	町	農道・林道の適切な管理と補修・修繕を行うことで良好な状態に保ち、安定的な農林業振興を図るものであり、事業効果は持続的なものである。	
5 生活環境の整備	生活	上下水道・廃棄物処理施設の管理・修繕事業	町	水道施設や廃棄物処理施設の補修・修繕を行うことで安全・安心な水道水の提供や健全な生活環境の維持・確保につながるものであり、事業効果は持続的なものである。
		公営住宅等除却事業	町	老朽化した町営住宅等を除却することで、維持管理費用の削減が見込まれ、効率的な行財政運営につながるものであり、事業効果は持続的なものである。
		空き家バンク運営事業	町	空き家バンク制度の運営により、移住・定住を促進するもので、人口減対策と地域活性化が期待されることから、事業効果は持続的なものである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業の効果が持続的であることの説明等）
	環境	ごみ減量化対策事業	町	ごみのリサイクル活動促進を通して、再資源利用への意識の向上と定着を図るものであり、廃棄ごみの継続的な減量にもつながるため、事業効果は持続的なものである。
		し尿処理施設除却事業	町	老朽化したし尿処理施設を除却することで、維持管理費用の削減が見込まれ、効率的な行財政運営につながるものであり、事業効果は持続的なものである。
	防災・防犯	老朽危険空き家除去支援事業	町	老朽化した危険家屋の除去費用への支援を行うことで、将来にわたって安全・安心な生活環境の保全を図ることができ、事業効果は持続的なものである。
		防災行政無線管理・修繕事業	町	防災行政無線の適切な管理・修繕を行うことで、行政情報や防災情報・まちの情報を迅速かつ安定的に伝達することを図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		安心・安全生活確保事業	町	防犯灯の設置や防犯カメラ設置への支援等を通じて、地域の安全・安全な生活を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。
		消防施設の維持修繕事業	町	消防施設の適切な維持・修繕を通して地域の安全・安全な生活を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	子育て支援センター運営事業	町	子育て支援センターの運営により、健全な子育て環境の支援や充実を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		出生祝金	町	出産後の子育て世帯に対して助成を行うことで、子育てにかかる経済的な負担に軽減を図り、将来にわたって安心して暮らすことができる子育て環境を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。
		乳幼児・高校生等医療費助成事業	町	子育て世帯に対して医療費助成を行うことで、子どもの健全な成長や子育てにかかる経済的な負担軽減を図り、将来にわたって安心して暮らすことができる子育て環境を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。
		保育園保育料軽減事業	町	子育て世帯に対して保育料の軽減を行うことで、子育てにかかる経済的な負担に軽減を図り、将来にわたって安心して暮らすことができる子育て環境を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業の効果が持続的であることの説明等）
		妊婦健康診査事業	町	出産前後の健診費用等を助成することで、健康状態を早期に把握し、疾病の早期発見と早期治療の充実を図ることで母子の安全を守るものであり、事業効果は持続的なものである。
		乳幼児健康診査事業	町	乳幼児の健診費用等を助成することで、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図り、子どもの健全な発育を促すものであり、事業効果は持続的なものである。
		通園バス運行事業	町	通園バスを運行することにより、児童福祉の向上や保護者に対する子育て負担の軽減を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		空き園舎利活用推進事業	町	空き園舎の利活用事業者へのサポート等を通じて、雇用の確保や地域の元気づくりを支援するものであり、事業効果は持続的なものである。
	高齢者・障害者福祉	高齢者等住宅改造費助成事業	町	住宅のバリアフリー改修に対する費用を助成することで、高齢者の安全確保と生活環境の向上を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		社会福祉協議会助成金	町	地域福祉の重要な担い手である社会福祉協議会への助成を行うことで、高齢者や要介護者等がいきいきと安心して暮らせる地域福祉の向上につながるものであり、事業効果は持続的なものである。
		緊急通報システム運営事業	町	緊急通報システムの安定的な運営を通じて、高齢者の将来にわたる安全な生活を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。
		シルバー人材センター補助事業	町	シルバー人材センターへの支援により、高齢者の就業機会の拡充と生きがいづくり、社会参加を促進するものであり、事業効果は持続的なものである。
	健康づくり	健康相談事業（訪問指導・健康チェックなど）	町	健康教育や健康相談を通じて、町民の正しい健康意識の高揚と地域での自主的な健康づくり活動への支援につながるものであり、事業効果は持続的なものである。
		健康教育事業（各種健康教室・地区組織育成など）	町	健康教育や健康相談を通じて、町民の正しい健康意識の高揚と地域での自主的な健康づくり活動への支援につながるものであり、事業効果は持続的なものである。
		予防接種委託事業	町	予防接種の推進により、医療費の抑制や健康な生活を将来にわたって確保することにつながるものであり、事業効果は持続的なものである。
		がん検診事業	町	がんの早期発見、早期治療の推進により、医療費の抑制及び平均寿命・健康寿命の延伸を図るものであり、事業効果は持続的なものである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業の効果が持続的であることの説明等）
	その他	福祉施設（保育園含む）の管理・修繕事業	町	福祉施設の適切な管理・修繕を通して安定的な福祉事業の運営を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。
7 医療の確保	その他	歯科保健センター運営事業	町	歯科医療の確保と歯科指導などにより、将来にわたって、いきいきとした健康づくりのサポートを行うものであり、事業効果は持続的なものである。
		在宅当番医制運営事業	町	医療機関が休みとなる日曜日や祝日に当番医として医療機関を輪番制で開院することで将来にわたって町民が安心して暮らせる環境づくりを整えるものであり、事業効果は持続的なものである。
		病院群輪番制病院運営事業	町	医療機関が休みとなる日曜日や祝日に当番医として医療機関を輪番制で開院することで将来にわたって町民が安心して暮らせる環境づくりを整えるものであり、事業効果は持続的なものである。
		救急医療等確保対策助成事業	町	医師不足や不採算性等により確保が困難な1次救急医療、婦人科、小児科医療の継続的な診療体制の維持を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		診療施設の管理・修繕事業	町	福祉施設の適切な管理・修繕を通して安定的な福祉事業の運営を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。
		不妊治療支援事業	町	治療を受ける夫婦に対し治療費用を支援することで、経済的負担を軽減し、少子化対策として出生者数の増加につながるものであり、事業効果は持続的なものである。
		不育症治療費助成事業	町	治療を受ける夫婦に対し治療費用を支援することで、経済的負担を軽減し、少子化対策として出生者数の増加につながるものであり、事業効果は持続的なものである。
		感染症対策事業	町	新型コロナウイルス等感染症に対して、町民の健康と安全を守るため、町内医療機関等と連携して迅速かつ適切な対策を施すものであり、事業効果は持続的なものである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業の効果が持続的であることの説明等）
8 教育の振興	義務教育	教育施設の管理・修繕事業	町	教育施設の適切な管理・修繕を通して安定的な学校教育事業等の運営を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。
		スクールバス運行・通学支援事業	町	スクールバスを運行し通学を支援することにより、教育環境の整備や保護者に対する子育て負担の軽減を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		小・中学校等副教材費支援事業	町	小中学生の子を持つ親に対して、副教材費相当の地域振興券を定期的に支給することで、子育て世帯の負担の軽減と地域経済の下支えを図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		食育推進学校給食支援事業	町	給食の地産地消や給食費の軽減を行うことで、学生期からの食育の推進と子育て世帯の負担の軽減を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		空き校舎利活用推進事業	町	空き校舎の新たな利活用の推進や既存の利活用事業者へのサポート等を通じて、地域雇用の拡大や地域の元気づくりを支援するものであり、事業効果は持続的なものである。
		学校デジタル関連推進事業	町	情報化社会に対応した ICT 教育環境の充実や人材育成を推進するものであり、事業効果は持続的なものである。
		学童保育事業	町	家庭の事情により、授業終了後に家庭内保育を受けられない小学生を対象に、適切な保護と学習環境の提供を行うことで、子育て世帯の負担軽減とサポートを図るものであり、事業効果は持続的なものである。
	生涯学習・スポーツ	青少年健全育成事業	町	青少年育成センターによる巡回補導活動、相談活動、環境浄化活動を通じて、青少年の健全な保護、育成を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		人権啓発事業	町	人権啓発活動により、多様化する社会に適応した人権意識の醸成を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		高齢者いきがい対策事業（高年大学他）	町	高年大学をはじめとする生涯学習活動の推進と環境整備によって、高齢者が生涯にわたって生きがいを持って暮らしていけるよう支援するものであり、事業効果は持続的なものである。
		生涯学習施設の管理・修繕事業	町	生涯学習施設の適切な管理・修繕を通して、文化・芸術等の生涯学習環境の維持・充実を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業の効果が持続的であることの説明等）
		文化振興施設の管理・修繕事業	町	文化振興施設の適切な管理・修繕を通して、文化・芸術等の生涯学習環境の維持・充実を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。
		社会体育施設の管理・修繕事業	町	社会体育施設の適切な管理・修繕を通して社会体育環境の維持・充実を確保するものであり、事業効果は持続的なものである。
		生涯学習社会実現事業（男女共同参画・多文化共生など）	町	男女共同参画や多文化共生社会の実現など誰もが誇りをもって生き生きと暮らしていける社会づくりを促進するものであり、事業効果は持続的なものである。
9 集落の整備	集落整備	自主防災組織の充実と育成事業	町	自主防災組織の育成・充実を通じて、コミュニティ活動の推進や住民相互の連帯感を醸成を促すなど、持続可能な地域コミュニティの発展を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		地域づくり推進事業	町	地域づくりに取り組む組織等に支援することにより、地域課題の解決に向けた組織人材の育成や住民自治の実現に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		まちづくり推進事業	町	地域づくりに取り組む組織等に支援することにより、地域課題の解決に向けた組織人材の育成や住民自治の実現に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		自治会集会所施設整備事業助成	町	自治会集会所施設等の整備を支援することにより、コミュニティ活動を促進し、活力あるコミュニティの形成と住民福祉の向上に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		自治会コミュニティ広場設置事業助成	町	自治会コミュニティ広場の整備を支援することにより、コミュニティ活動を促進し、活力あるコミュニティの形成と住民福祉の向上に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
		自治会統合補助事業	町	相互扶助など自治会機能の低下に対し、広範囲での自治会機能の再構築を支援することで、自治会活動の活性化と健全な発展を図るものであり、事業効果は持続的なものである。

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考（事業の効果が持続的であることの説明等）
10 地域文化の振興等	地域文化振興	スポーツ活動振興事業	町	町内外の様々な人を対象としたスポーツイベントの実施により、町の魅力PRや交流人口・関係人口の増加を図るものであり、事業効果は持続的なものである。
		芸術文化活動振興事業	町	住民による自主的な文化芸術活動を支援することで、参画と協働による自立的なまちづくり活動に資するものであり、事業効果は持続的なものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー推進・普及事業	町	再生可能エネルギーの推進することで、地球温暖化防止や資源の有効活用に対する意識啓発を図るものであり、事業効果は持続的なものである。

過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月

企画防災課まちづくり企画室

〒679-5380

兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611-1

TEL : 0790-82-0664

FAX : 0790-82-0492

URL : <http://www.town.sayo.lg.jp/>
